

次世代育成支援地域行動計画

やまなし子育て支援プラン

平成17年2月

山梨県



子育ての喜びを実感できる 社会の実現に向けて

少子・高齢化の進行や国際化、情報化の進展など、日本の社会は大きな転換期にあります。このような中、本県でも、昭和56年に10,000人を割った出生児数は、平成15年には7,720人と減少傾向にあり、社会・経済への大きな影響が懸念されています。

こうした少子化の要因としては、未婚化や晩婚化、夫婦の出生力の低下などが言われています。

その背景には、個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化や都市化の進行があり、それにつれて、従来、家庭や近隣住民との交流のなかで得られた子育ての知恵や協力が得られにくくなってきているなど、子育ての孤立感や負担感の解消が新たな課題となっています。

このため、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、県民一体となった取り組みの中でつくる必要があり、次世代育成支援地域行動計画「やまなし子育て支援プラン」を策定しました。

このプランは、社会全体による子育て支援、すべての子どもと家庭への支援、地域における社会資源の活用を基本方針とし、特に重点的に取り組む必要のある課題に対応するため、やまなしの特性を生かした3つの重点プロジェクトを定め「子育ての喜びを実感できる社会の実現」を目指していきます。

本県では、昨年、山梨県長期総合計画「創・甲斐プラン21」を策定し、誇り高い活力あふれた山梨の創造を進めております。この山梨の未来を託す子どもたちの健やかな成長に、社会全体で支援していきたいと考えております。

おわりに、やまなし子育て支援プランの策定にあたり、貴重なご意見ご提案をいただきました多くの県民の皆様、次世代育成支援のための懇話会委員各位に心から感謝申し上げます。

平成17年2月

山梨県知事 山本 栄彦

目次

はじめに			
1 計画策定の趣旨	6		
2 計画の性格	6		
3 計画の構成と期間	6		
4 計画の進行管理と推進体制	7		
第1章 総論			
第1節 少子化の動向			
（1）出生率の低下	8		
（2）出生率低下の要因と背景	9		
（3）将来人口	15		
第2節 子育てを取り巻く環境			
（1）多様な価値観やライフスタイル	16		
（2）子育てに対する意識	21		
第3節 少子化が与える影響			
（1）経済面への影響	27		
（2）社会面への影響	27		
第4節 基本的な考え方			
（1）基本理念	28		
（2）基本方針	28		
（3）施策体系と重点プロジェクト	29		
第2章 各論			
第1節 多様な保育ニーズへの対応			
（1）保育の質的充実	32		
（2）多様な保育サービスの提供	34		
第2節 子育てにかかる負担感の軽減			
（1）相談と情報提供	36		
（2）経済的負担の軽減	38		
第3節 次代を担う子どもたちの健全育成			
（1）人とのふれあい	40		
（2）自然とのふれあい	44		
（3）若者の自立促進	46		
（4）育成環境の整備	48		
第4節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み			
（1）児童虐待の予防と早期発見	52		
（2）虐待を受けた児童の迅速・適切な保護	54		
（3）児童の自立支援	56		
（4）ひとり親家庭への支援	58		
（5）障害児等への支援	60		
第5節 親子の健康増進と小児医療の充実			
（1）母と子の健康づくり	62		
（2）思春期における健康づくり	64		
（3）食育の推進	65		
（4）小児医療の充実	66		
（5）不妊治療に対する支援	67		
第6節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実			
（1）確かな学力の向上	68		
（2）豊かな心の育成	70		
（3）幼児教育の充実	72		
（4）特別支援教育の充実	73		
（5）家庭・地域の教育力の充実	74		
（6）スポーツ・健康教育の充実	75		
（7）芸術文化活動の推進	76		
第7節 仕事と子育てを両立するための支援			
（1）働きやすい環境づくり	78		
（2）企業に対する支援	80		
第8節 子育てを安全・安心にできる環境づくり			
（1）子育てにやさしい環境づくり	82		
（2）安全・安心なまちづくりの推進	84		
（3）交通安全の推進	86		
数値目標一覧表			88
第3章 やまなしの特性を生かした重点プロジェクト			
テーマ「地域が子育て、企業も子育て」			
地域で子育てプロジェクト			90
あんしん子育てプロジェクト			92
企業も子育て応援プロジェクト			94
資料編			
「やまなし子育て支援プラン」のできるまで			98
次世代育成支援のための懇話会設置要綱(委員名簿)			99
山梨県少子化対策推進本部設置要綱			101
次世代育成支援のための庁内連絡会議設置要綱			102
次世代育成支援対策に関するアンケート 調査結果の概要			103
次世代育成支援対策推進法			108
行動計画策定指針(抄)			113

はじめに

1. 計画策定の趣旨

一人の女性が一生のうちに生む子どもの数とされている合計特殊出生率や出生児数は、減少傾向にあります。このまま少子化が進むと、人口の減少、高齢化の進行や労働力の低下など、社会経済面において大きな影響が予想されています。

少子化への取り組みは、いわゆる「1.57ショック（平成元年の合計特殊出生率が、昭和41年のひのえうまの年の1.58を下回った。）からといわれています。平成6年、国が「エンゼルプラン」を策定したことを受け、本県においても平成9年3月に児童育成計画「やまなしエンゼルプラン」を策定し、取り組みを進めてきましたが、少子化の流れに歯止めをかけられませんでした。

少子化の要因としては、晩婚化や未婚化に加えて、夫婦の出生力の低下が新たにいられています。もとより、結婚や出産は、個人の自由な選択に委ねられるべきものでありますが、少子化の背景には、都市化、核家族化の進行や価値観の多様化などにより、人々の関わりが希薄化し、従来、家庭や地域の人々により担われてきた子育て支援の仕組みが崩れ、子育ての負担感が大きくなってきたことも理由としてあげられています。

このため、「仕事と子育ての両立支援（いわゆる保育サービスの充実）」が中心であった従来の取り組みに加え、男性を含めた働き方の見直しや地域における子育て支援などの対策を推進することとし、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業が一体となり、平成17年度から26年度までの10年間に次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進することとなりました。

子どもを望む人が、安心して子どもを生み育て、子育ての喜びを感じることでできる環境を整備し、次代を担う子どもたちが心身共に健やかに育つことができる社会づくりが求められています。

この計画は、県民一人一人がそれぞれの立場で、子どもたちの健やかな成長に関わり、社会全体で、子どもや子育て家庭を支援するため、策定するものです。

2. 計画の性格

この計画は、本県の長期総合計画「創・甲斐プラン21」の福祉の部門計画である「山梨県福祉基本計画」の次世代育成支援に関する行動計画です。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援のための具体的な施策を示した法定計画です。

3. 計画の構成と期間

この計画は、「総論」、「各論」、「やまなしの特性を生かした重点プロジェクト」の3つの章で構成しています。

総論では、少子化の動向、子育てを取り巻く環境や少子化の与える影響を踏まえ、次世代育成支援のための基本理念と基本方針を示しています。

各論では、施策を8つの体系に区分し、現状と課題、施策の方向とともに、取り組むべき具体的な施策と数値目標、実施年度を示しています。

重点プロジェクトでは、「地域が子育て、企業も子育て」をテーマに、子育てを地域や企業が支えるための環境づくりに向けて、計画期間中に重点的に本県独自の取り組みを進める施策・事業群を示しています。

また、この計画は、計画期間として平成17年度を初年度、平成21年度を目標年度とした前期5か年の計画となっています。

なお、前期計画に係る見直しを21年度までに行い、平成22年度から平成26年度までの後期5か年計画を策定することとしています。

4. 計画の進行管理と推進体制

この計画をより実効性のあるものとするために、次の体制で取り組みます。

計画の進行管理と公表

この計画の施策・事業については、適切な進行管理を行い、次世代育成支援対策法に基づき、毎年実施状況を公表します。

計画の推進体制

この計画の施策・事業は、県関係部局で構成する山梨県少子化対策推進本部を中心として、全庁的に推進します。

また、企業や子育て支援団体、市町村などの関係機関等で構成する協議会を設置し、計画の施策や事業の実施に関し意見を聴くとともに、次世代育成支援対策を県民を挙げた取り組みとすることにより、この計画の着実な推進を図っていきます。

第1章 総論

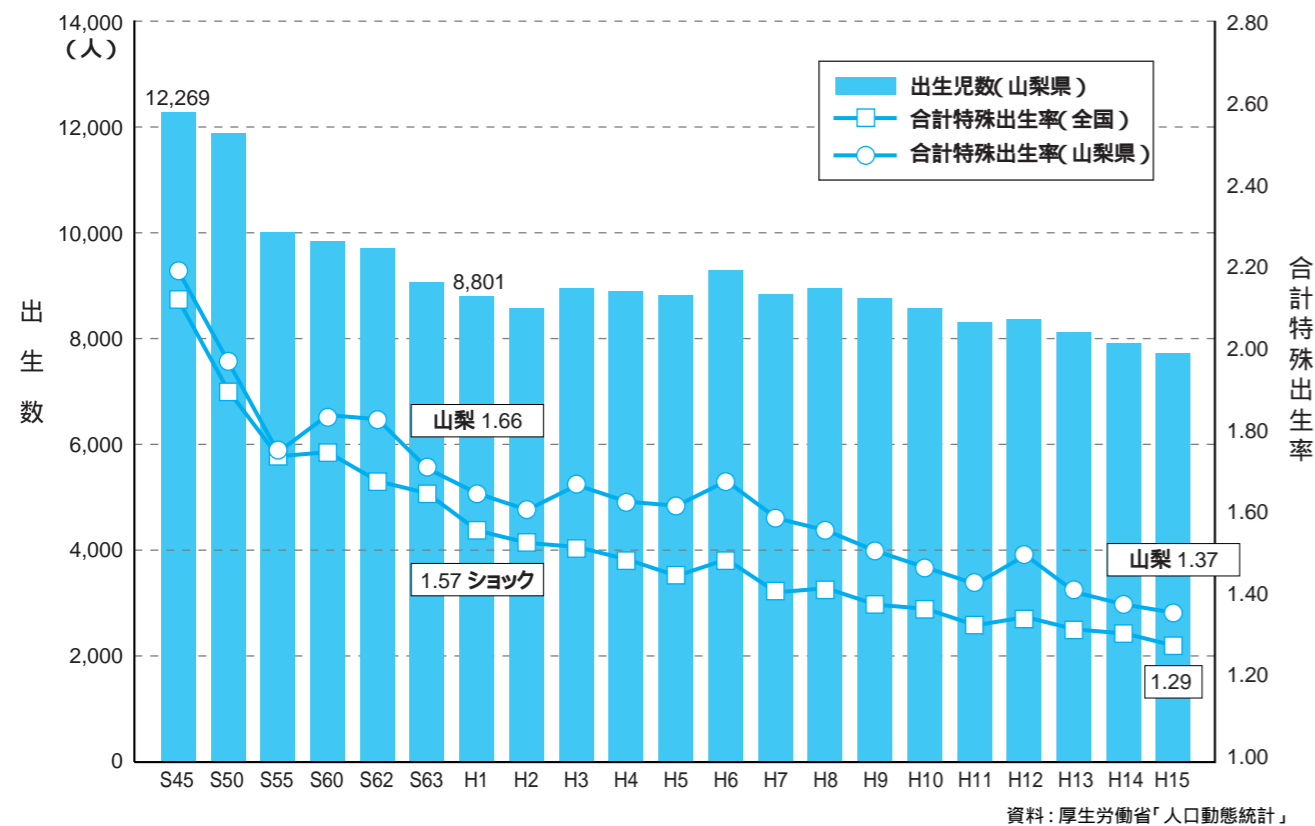
第1節 少子化の動向

(1) 出生率の低下

本県の出生児数は、昭和22年の26,305人をピークとするいわゆる第一次ベビーブームを過ぎると急速に減少し、昭和56年に10,000人を切り、平成15年には7,720人となっています。

また、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率 については、平成15年は本県1.37、全国1.29と過去最低の水準にあり、現在の人口を維持していくために必要とされる2.08の水準を考えると、極めて深刻な状況といえます。

【出生児数及び合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率……15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生のうちに出産する平均子ども数

(2) 出生率低下の要因と背景

少子化をもたらす要因は、初婚年齢が高くなっている晩婚化の進行と結婚しない人が増えている未婚化の進行があげられます。

また、これらの要因に加えて、一組の夫婦から生まれる子どもの数が少なくなっている「夫婦の出生力の低下」という新たな現象も指摘されています。

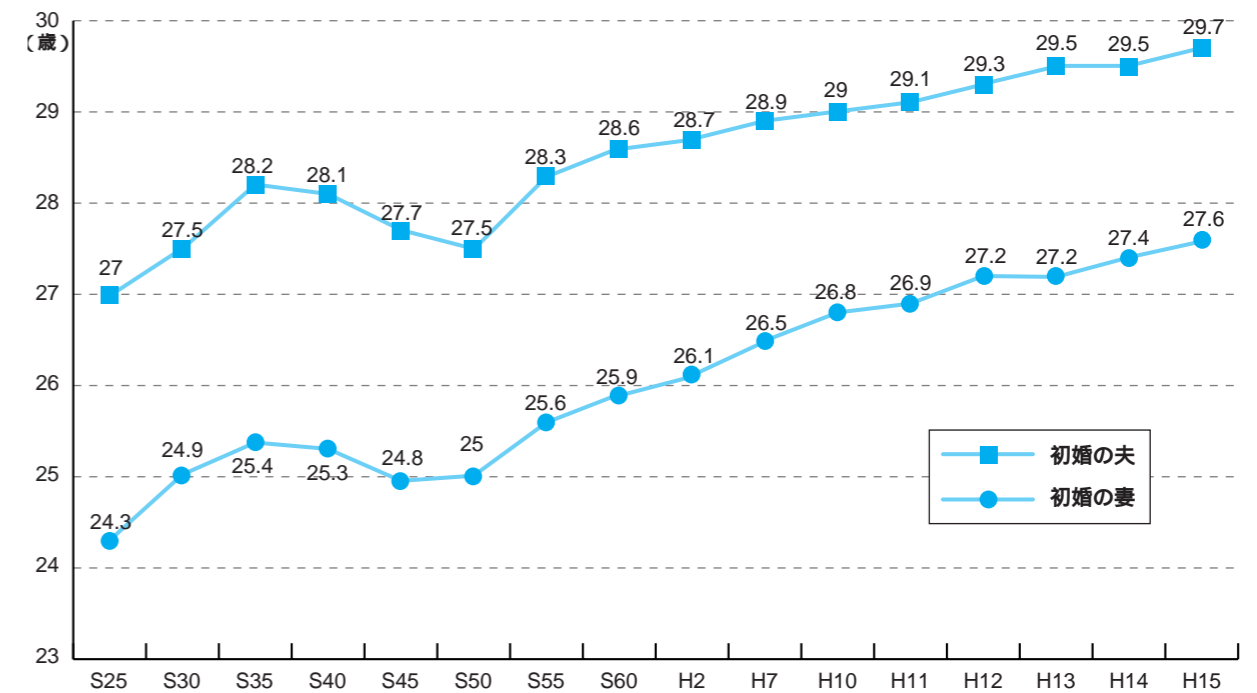
晩婚化

本県の平成15年の平均初婚年齢は、男性29.7歳、女性27.6歳で、昭和50年に比べ、男性は2.2歳、女性2.6歳上昇しています。

晩婚化の理由としては、「仕事を持つ女性が増え、女性の経済力が向上したから」「独身生活の方が自由であるから」「結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなったから」が上位を占めています。

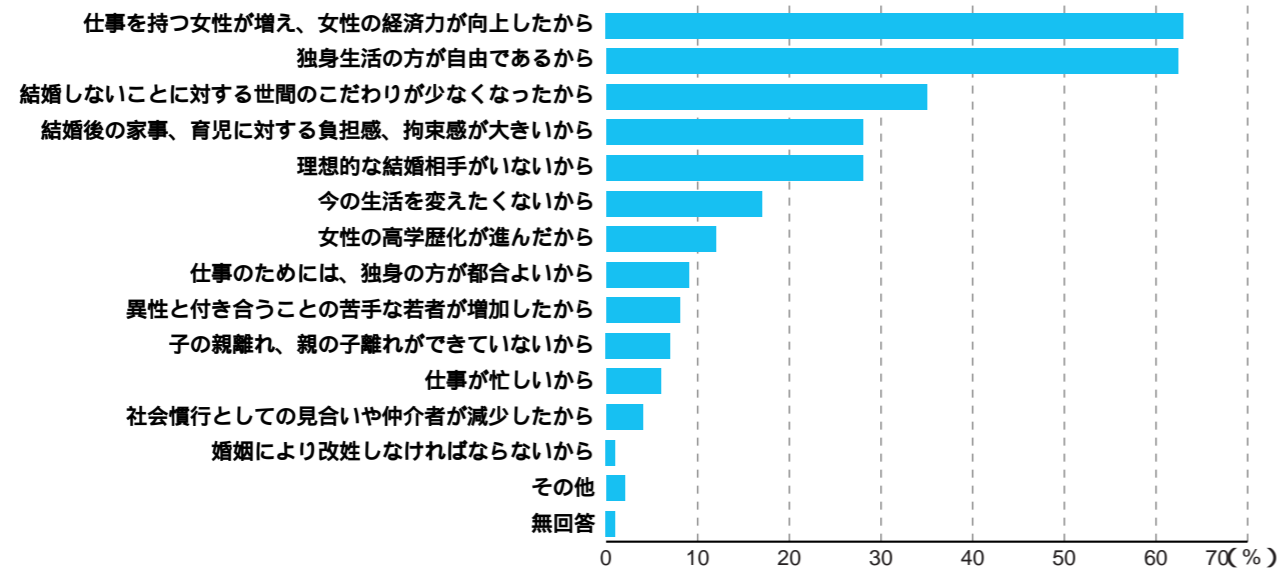
また、合計特殊出生率の年齢階級別を見ると、20歳代での出生率の低下が顕著であり、30歳、40歳代での出生率はほぼ同水準で推移しています。母親が第一子を出産した時の平均年齢をみると昭和50年の25.7歳から平成15年には28.6歳まで上昇していることから、結婚の高年齢化(晩婚化)が出産の高年齢化になっています。

【平均初婚年齢の推移(山梨県)】



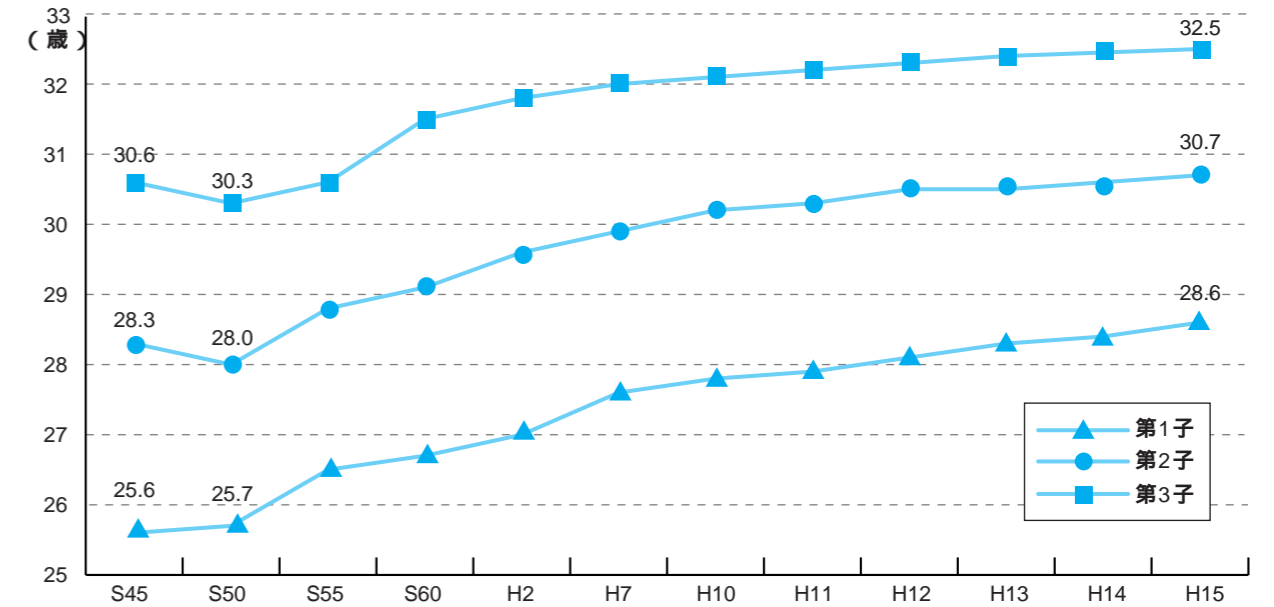
資料：厚生労働省「人口動態統計」

【晩婚化の理由(山梨県)】



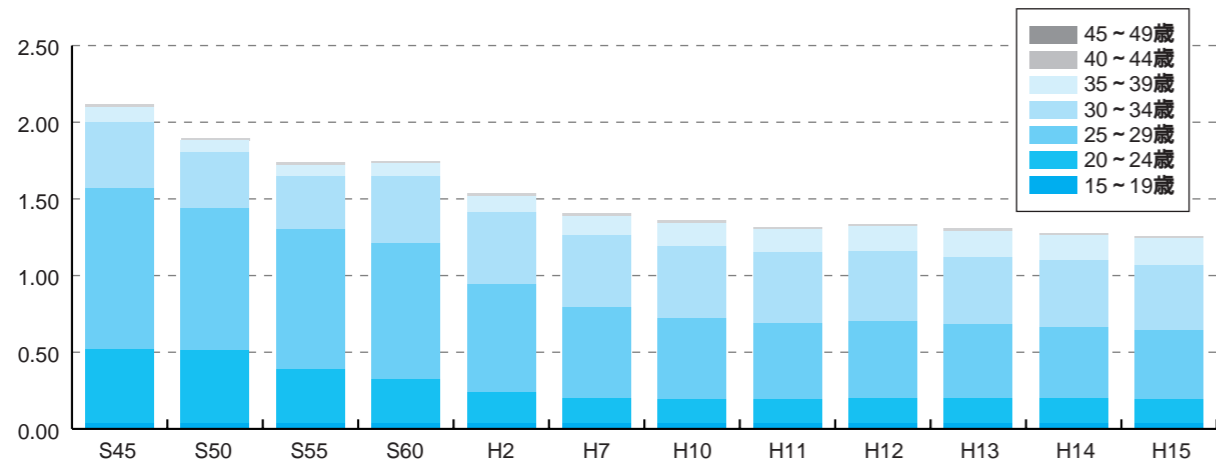
資料：山梨県「少子化に関する県民意識調査」(H11)

【出生順位別にみた母の平均年齢の年次推移】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

【合計特殊出生率の年次推移(年齢階級別内訳)】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」



未婚化

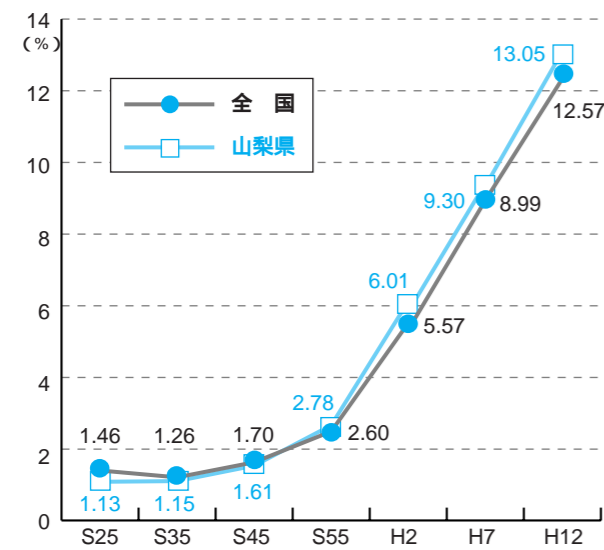
男女の50歳時の未婚率をみると、本県、全国ともに上昇をつづけ、本県の平成12年男性の未婚率は13.05%で昭和55年より10.27ポイント上昇、女性は4.92%で1.58ポイント上昇しています。

本県と全国の未婚率を比較してみると、上昇傾向は同様ですが、男性は全国より本県の方が高く、女性は全国より本県の方が低い状況となっています。

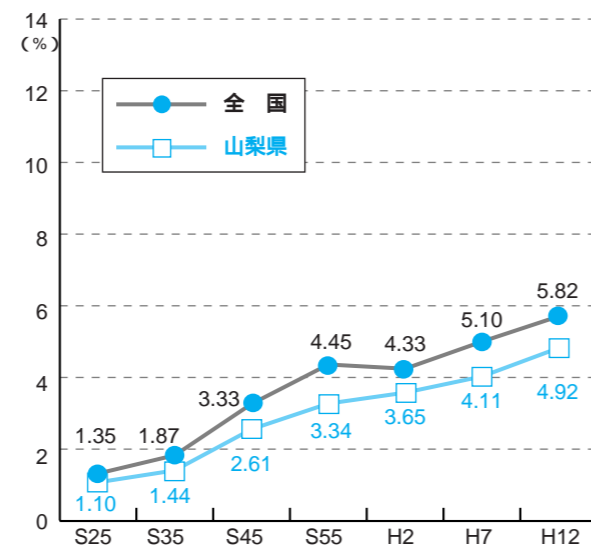
結婚しない理由としては、「独身の自由を失いたくないから」、「結婚の必要性を感じないから」が突出しています。

これらは、結婚して一人前とか、結婚するのが当たり前といったような社会的な圧力が弱まり、個人の価値観やライフスタイルが多様化してきている結果と思われる。

【50歳時の男性の未婚率の推移】

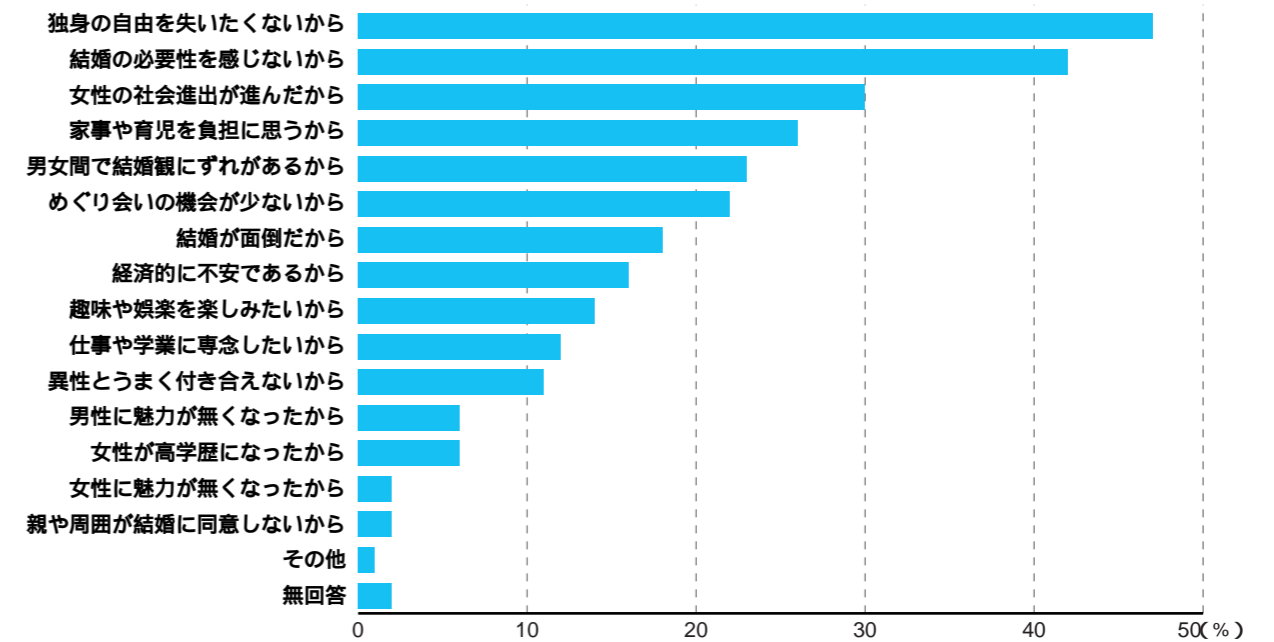


【50歳時の女性の未婚率の推移】



資料：総務省「国勢調査」

【未婚化の理由(山梨県)】



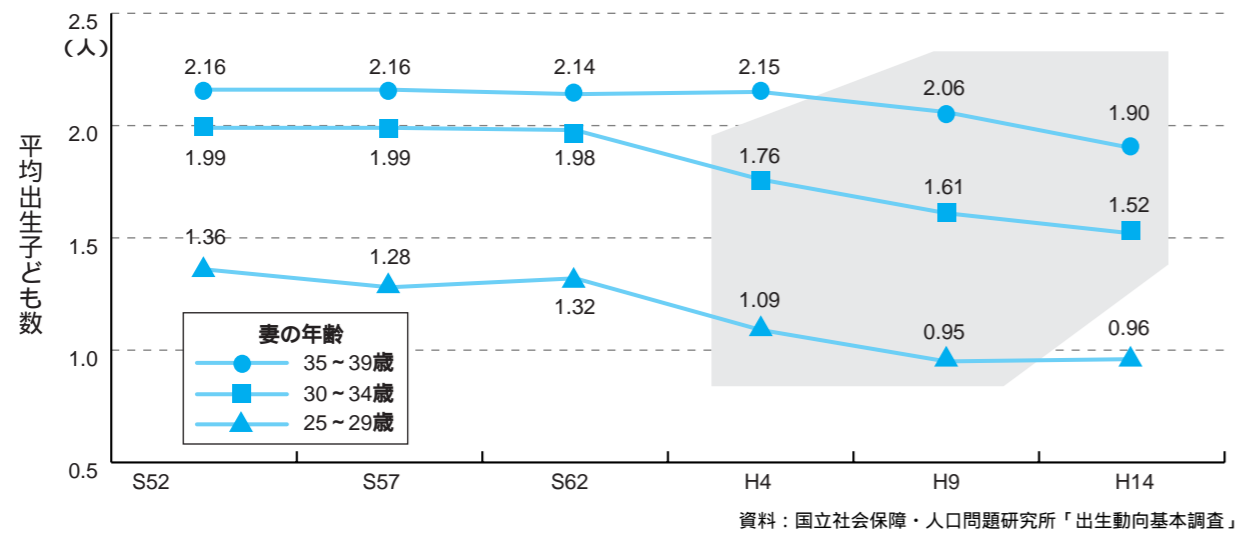
資料：山梨県「少子化に関する県民意識調査」(H11)

夫婦の出生力の低下

結婚した夫婦が生む子どもの数は、昭和62年までほぼ横ばいで推移していましたが、平成4年の調査から低下傾向がみられ、平成9年以降は、妻の年齢が25歳から29歳、30歳から34歳、35歳から39歳のすべてにおいて減少しています。

少子化の主たる要因として、これまでの晩婚化・未婚化に加え、「結婚した夫婦が生む子どもの数(出生力)そのものの低下」という新たな傾向が認められています。

【夫婦出生力の低下】



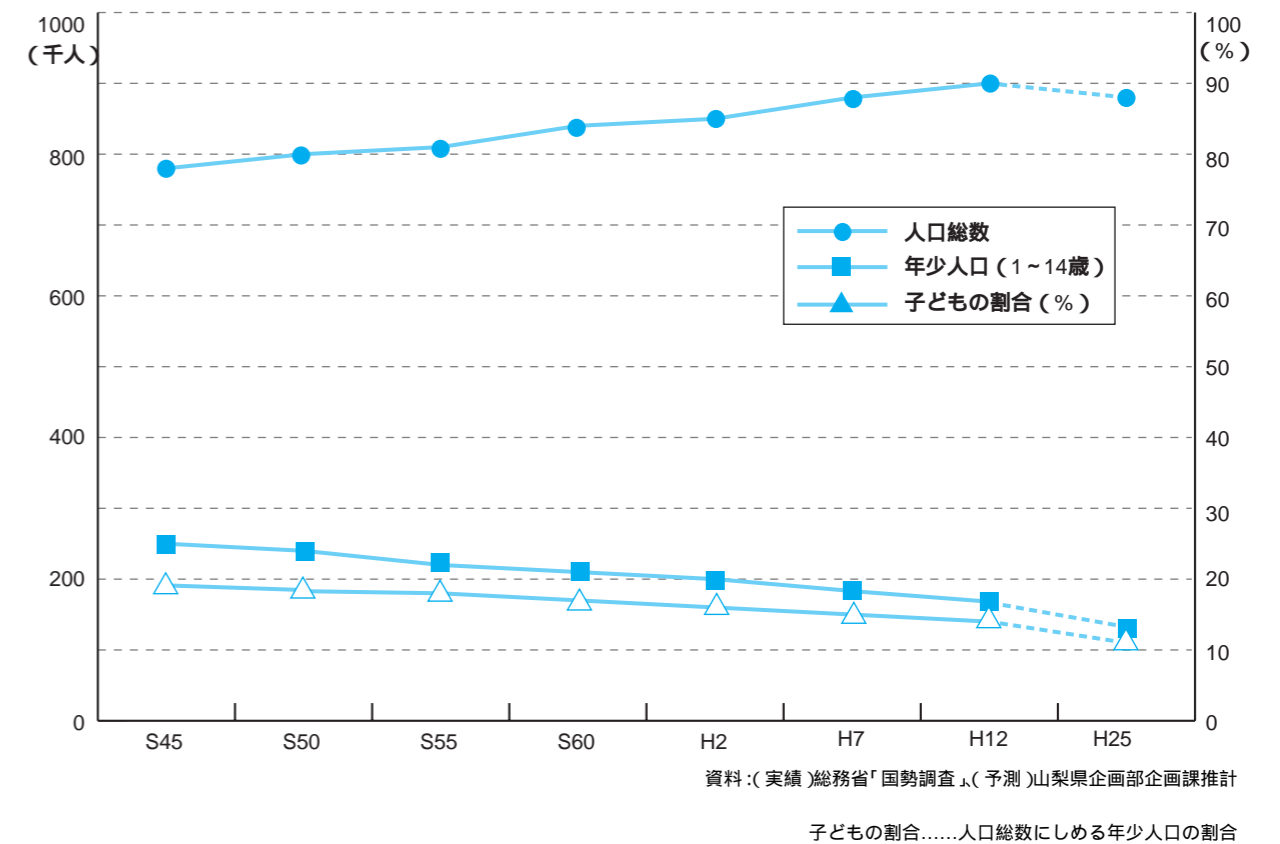
(3) 将来人口

我が国では、晩婚化・未婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下により、少子化が一層進行すると予想されています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、日本の総人口は、平成18年の1億2,774万人をピークに減少に転じ、平成62年(2050年)には1億60万人になるものと推計しています。

本県においても人口は減少に転ずるとともに、少子高齢化に伴い人口に占める子どもの割合は、年々減少するものと見込まれています。

【本県の人口の推移】



第2節 子育てを取り巻く環境

(1) 多様な価値観やライフスタイル

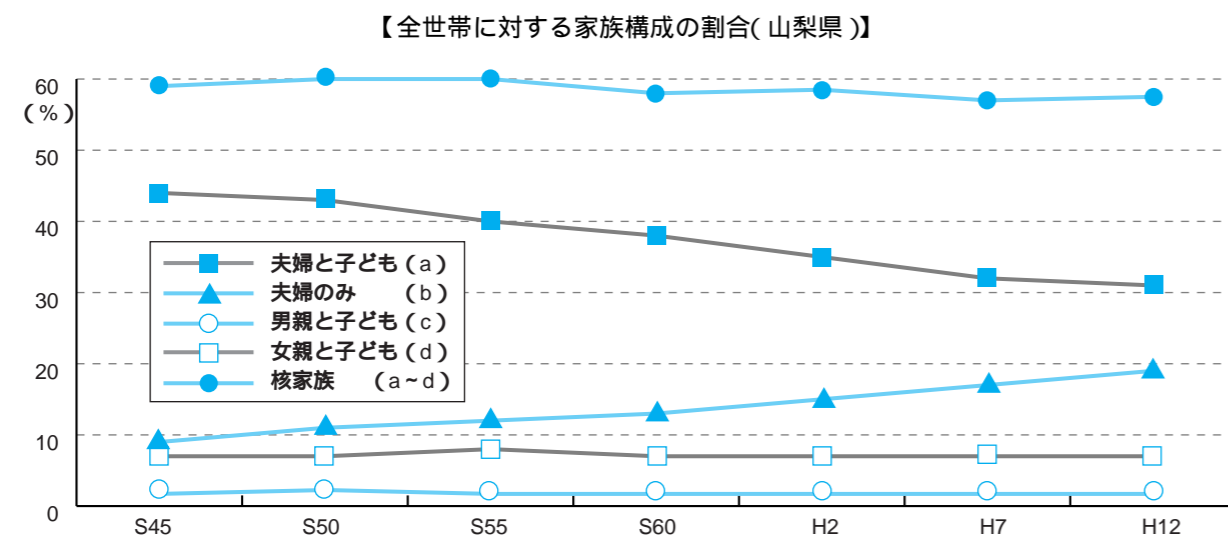
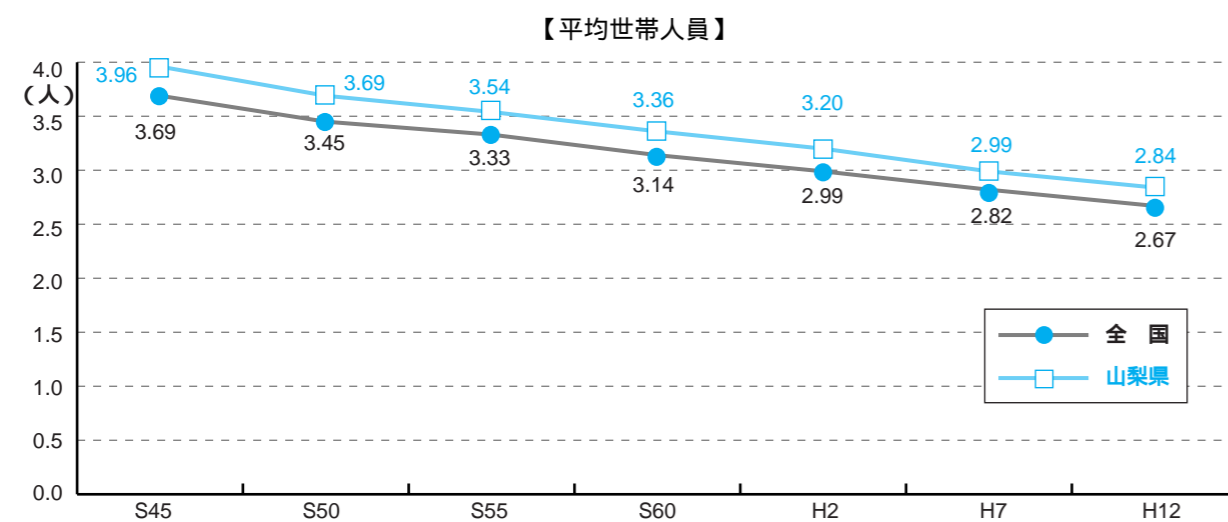
個人の価値観やライフスタイルが多様化し、就業、結婚、子育てに対する考え方や家族形態が変わってきています。

女性の就業の割合は増加しており、「夫は働き、妻は家庭を守る」という考え方に賛成する割合は減少しています。

平均世帯人員と家族構成

本県の世帯人員は、全国平均に比べて高い水準にありますが、少子化の進行や核家族化を背景に年々減少しています。

また、昭和45年以降、全世帯に占める核家族の割合はあまり変化していませんが、約4割を占めていた「夫婦と未婚の子のみの世帯」が平成12年には約3割に減少する一方、「夫婦のみの世帯」や「単身世帯」の割合が増加しています。



単身世帯……世帯人員が一人の世帯

資料：総務省「国勢調査」

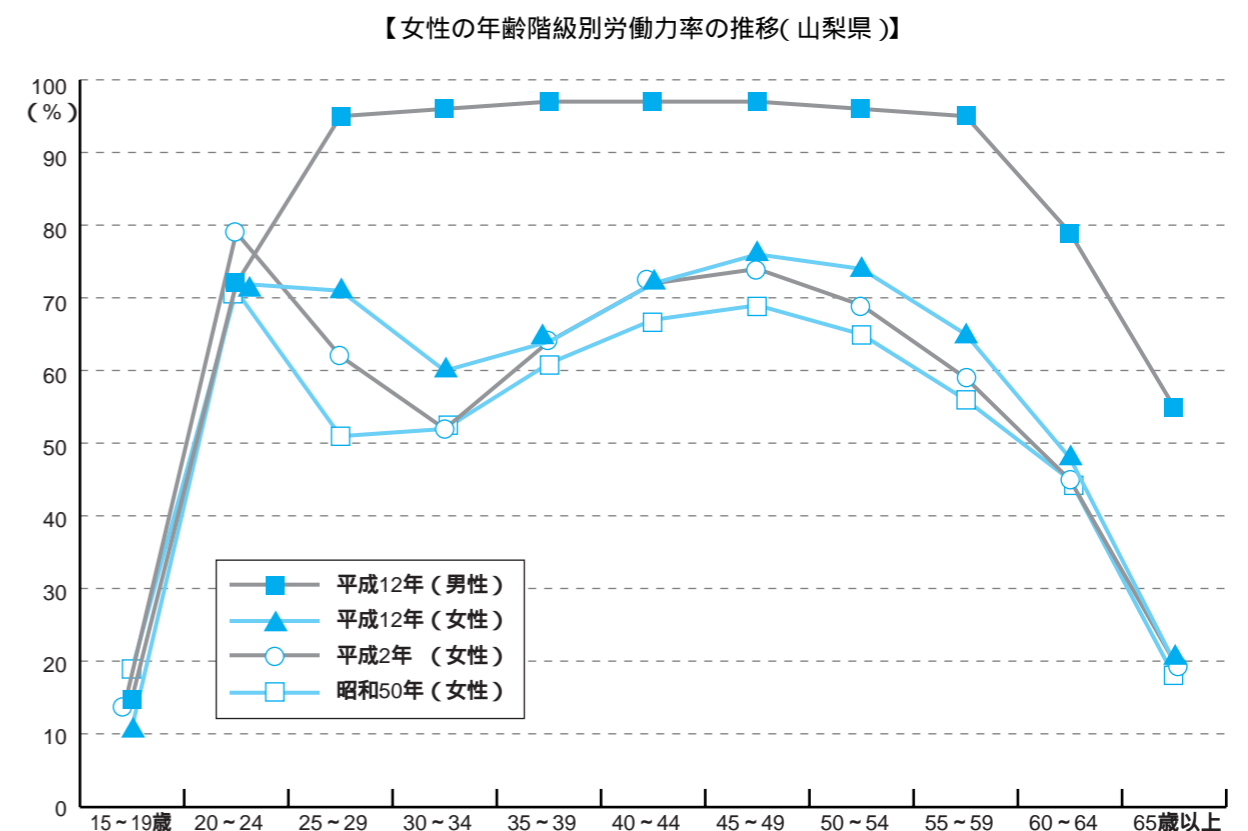
女性の労働力率の推移

本県の女性の労働力率¹は、昭和50年の49.7%から平成12年の50.6%と微増しており、全国平均48.1%よりは高い水準にあります。

また、この推移を年齢階級別の労働力率で見ると、30歳代前半が谷となるM字カーブ²を示していますが、このM字カーブは我が国の特徴であり、台形カーブの男性や逆U字型の欧米女性と大きく異なっています。

これは、出産・育児期の30歳代前半に就業を中断し、子育てが一段落した30歳代後半から再就職する女性が多いことを示しています。

本県の25歳から29歳、30歳から34歳までの労働力率は、昭和50年より増加していますが、依然としてM字カーブを描いております。



資料：総務省「労働力調査」

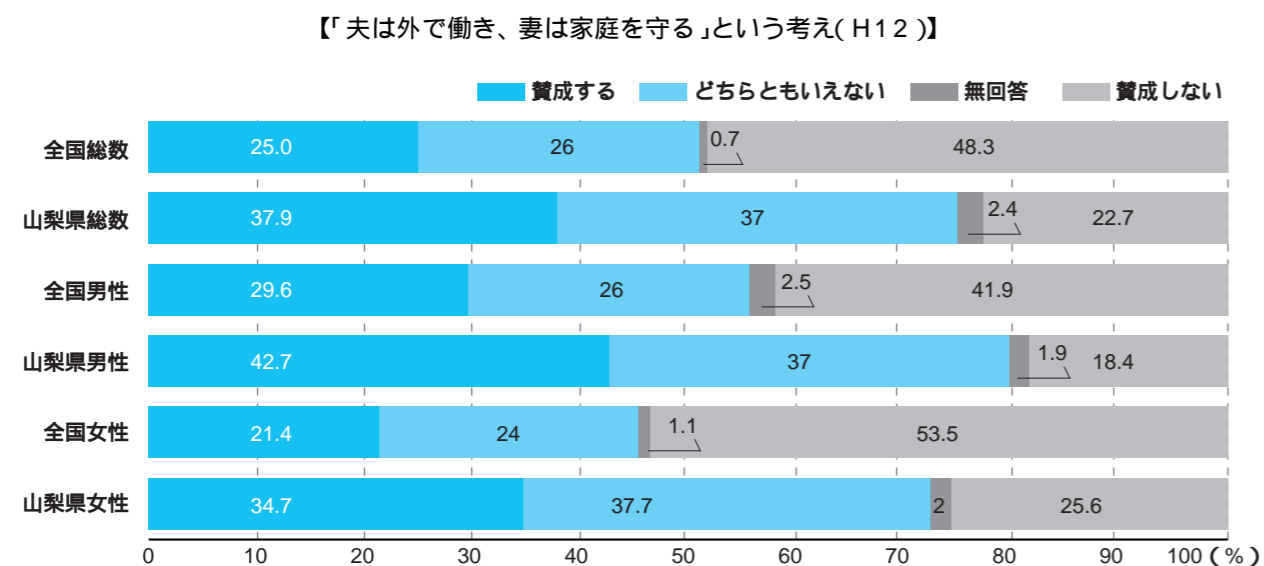
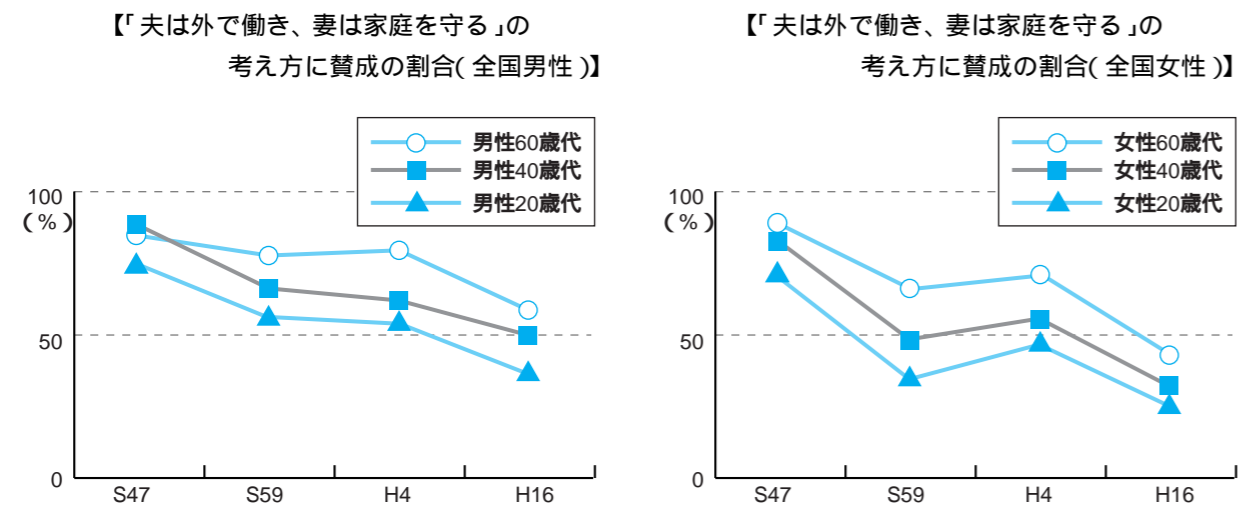
1 労働力率 ……労働力人口(就業者・休業者・完全失業者)/15歳以上人口
 2 M字カーブ ……我が国の女性の労働力率は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いている。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力を見ると、M字のくぼみがほとんどなくなり、欧米の形状に近づくことから、結婚・出産・子育て期においても就業希望はあるものの、実際には就業できない女性が多いことがわかる。

役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方については、昭和47年では全国で男女とも8割を超えていましたが、平成16年では、全体の女性の回答者において、「反対」と答えた人が48.9%で「賛成」の45.2%を、調査開始以来初めて上回りました。

また、男女とも20歳代、40歳代、60歳代の各年代において、賛成する割合は減少傾向を示していますが、いずれも年代が高くなるにつれ、賛成の割合が高くなっています。

しかし、本県においては、賛成する人が37.9%(全国25.0%)、賛成しない人が22.7%(全国48.3%)であり、賛成する人の割合が全国に比べて高い傾向にあります。



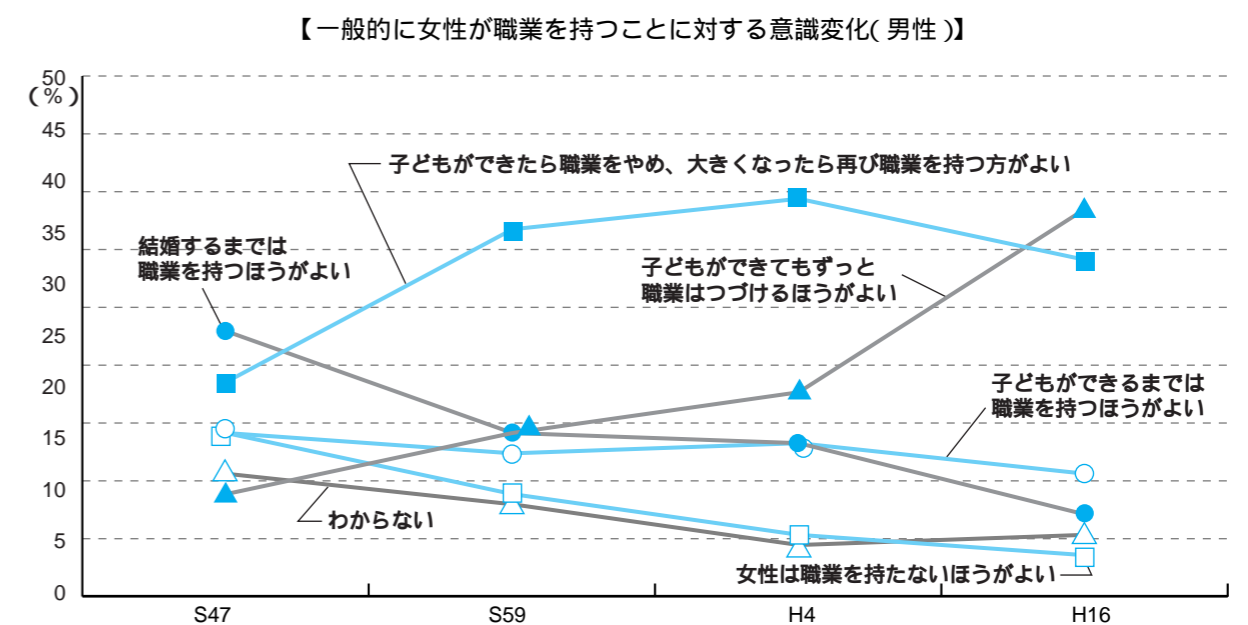
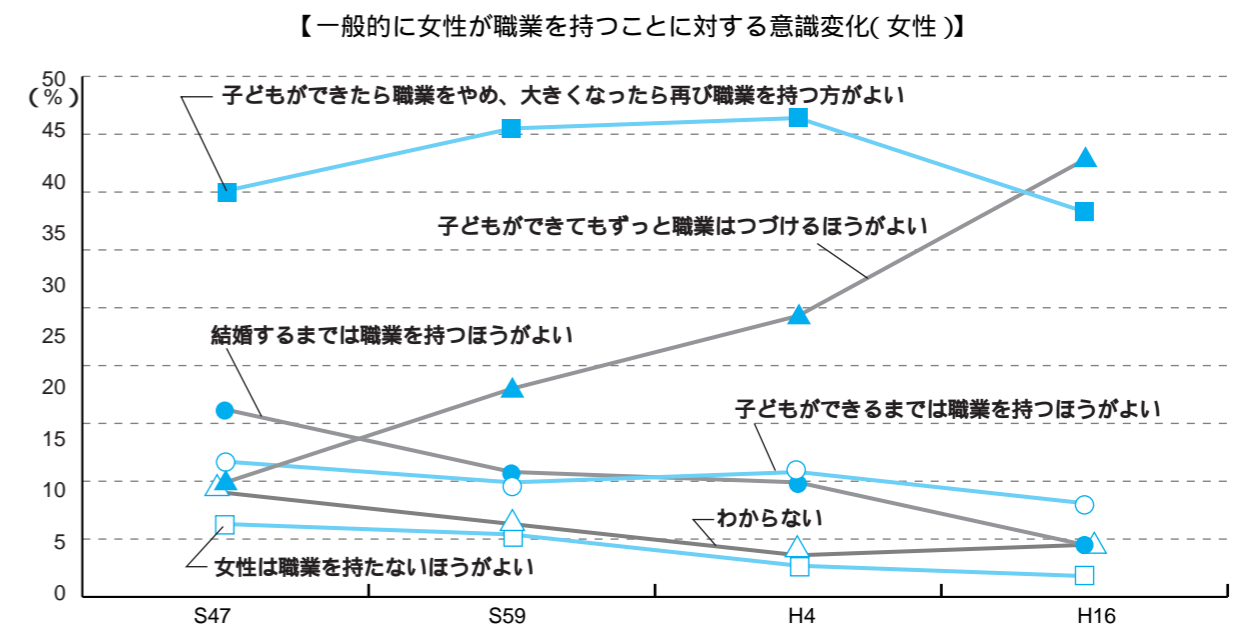
資料：内閣府「婦人に関する世論調査」(S47)、「婦人に関する世論調査」(S59)、「男女平等に関する世論調査」(H4)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(H12、H16) 山梨県「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」(H12)
S59は「同意する」「同意しない」の2つの選択肢のみ、その他の年は「分からない」の選択肢あり

就業に関する意識の変化

結婚後もこのまま働きたいと考えている女性は急激に増加しており、平成16年の調査では、出産・育児等で就業を一時中断することなく、「ずっと職業を続ける方がよい」という考えが、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再就職するほうがよい」という考えを上回りました。

一方、男性の意識も女性が結婚したら専業主婦がよいと考える割合が減少し、結婚後も働くことを肯定している割合が増加しています。

特に「中断なし就業」を支持する男性の割合は急増しており、男性の意識も女性の就業を肯定する傾向にあります。



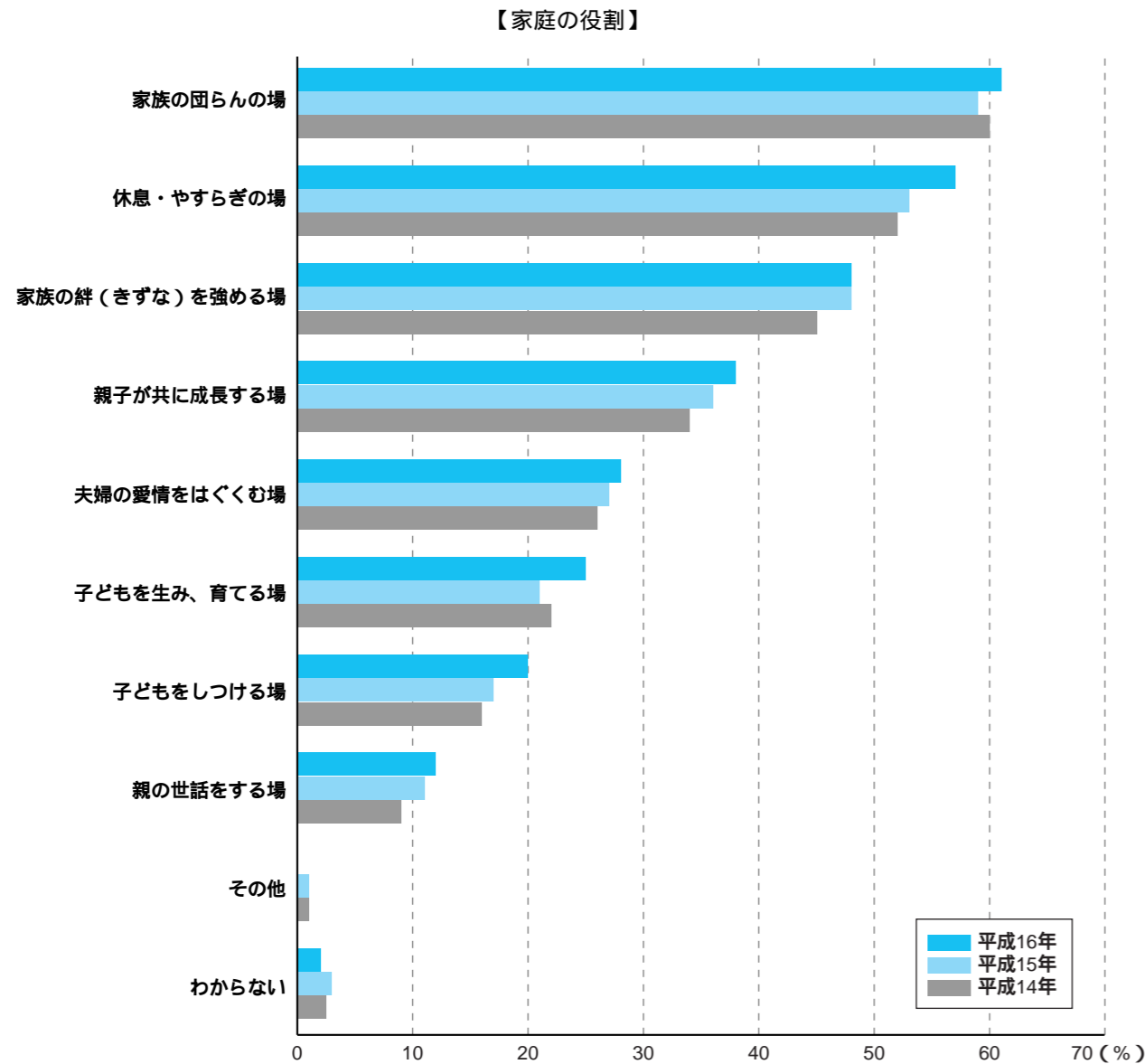
資料：内閣府「婦人に関する世論調査」(S47)、「婦人に関する世論調査」(S59)、「男女平等に関する世論調査」(H4)、「男女共同参画社会に関する世論調査」(H16)

家庭の役割

従来、家庭において中心的であった家事、育児、介護といった役割の一部が、外食産業などのサービスや社会保障制度によって家庭以外で担われるようになりました。

「あなたにとって家庭はどのような意味を持っていますか」という問いに対し「家族の団らんの場」の割合が最も多く、「休息・やすらぎの場」「家族の絆(きずな)を強める場」が続いています。

家族の持つ情緒面での役割が重視されている反面、「こどもをしつける場」「こどもを生み、育てる場」という考え方が低い結果となっています。



資料：内閣府「国民生活に関する世論調査」

(2) 子育てに対する意識

子育てに関する意識調査によると「こどもが生まれてよかったと思う」や「こどもは本当にかわいいと思う」という設問に対し、男女とも99%以上の人が「よく感じる、時々感じる」と答えており、こどものいる生活に喜びを感じています。

《設問1 こどもが生まれてよかったと思う》

	よく感じる	時々感じる	あまり感じない	全く感じない
女性	88.3%	11.5%	0.2%	0.0%
男性	92.6%	7.4%	0.0%	0.0%

《設問2 こどもは本当にかわいいと思う》

	よく感じる	時々感じる	あまり感じない	全く感じない
女性	84.6%	15.0%	0.2%	0.2%
男性	85.5%	13.7%	0.5%	0.3%

資料：子ども未来財団「子育てに関する意識調査」(H12)

しかし、核家族化や都市化により、親族や近隣からの支援や知恵が得られにくくなり、育児の孤立化や育児に対する負担感が問題となっています。

また、子育てや教育にかかる経済的な負担感が、理想の人数だけこどもを持つとしない理由に挙げられています。

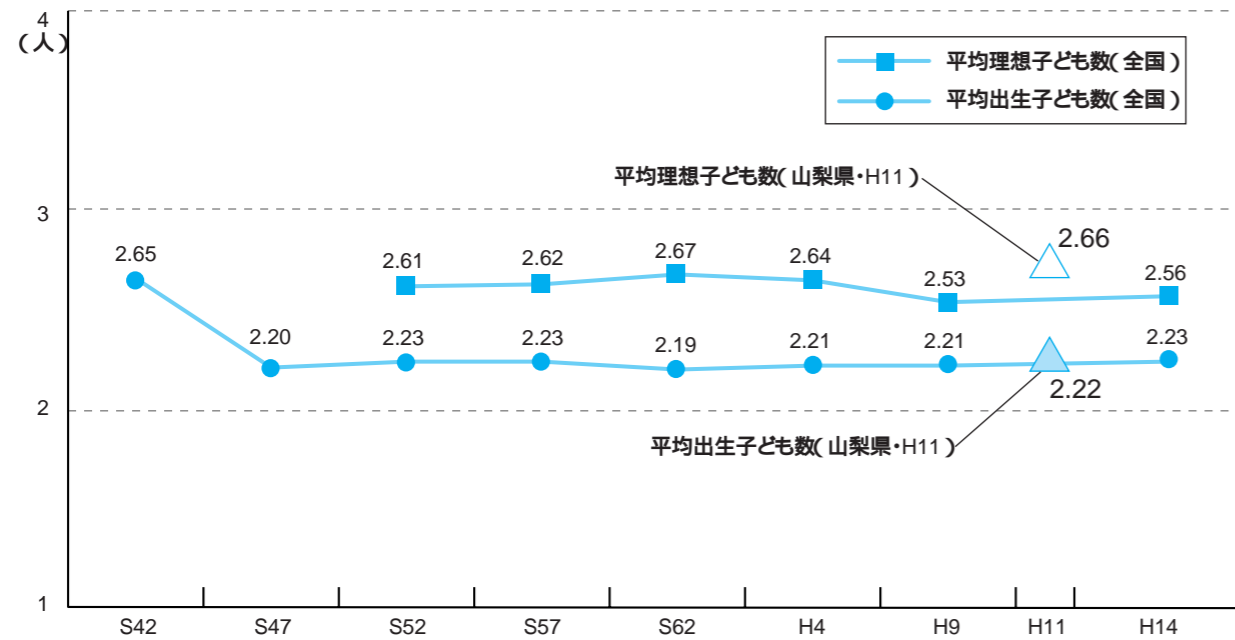
子ども数と理想の子ども数の推移

平成11年の本県の調査では、結婚している夫婦の理想とするこどもの数は2.66人で、全国の平成9年の2.53人、平成14年の2.56人に比べて多いのですが、現実のこどもの数は2.22人で全国の平成9年の2.21人、平成14年の2.23人と比較するとほぼ同水準となっています。

夫婦の平均出生こども数と平均理想こども数とも全国では、昭和52年以降ほぼ同水準で推移しています。

理想とするこどもの数と現実のこどもの数にギャップがあることから、理想とする数のこどもを持つことをあきらめていることが推測されます。

【平均出生子ども数と平均理想子ども数の推移】



資料：山梨県「少子化に関する県民意識調査」(H11)
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(第10回～12回)」、「出生力調査(第5回～9回)」

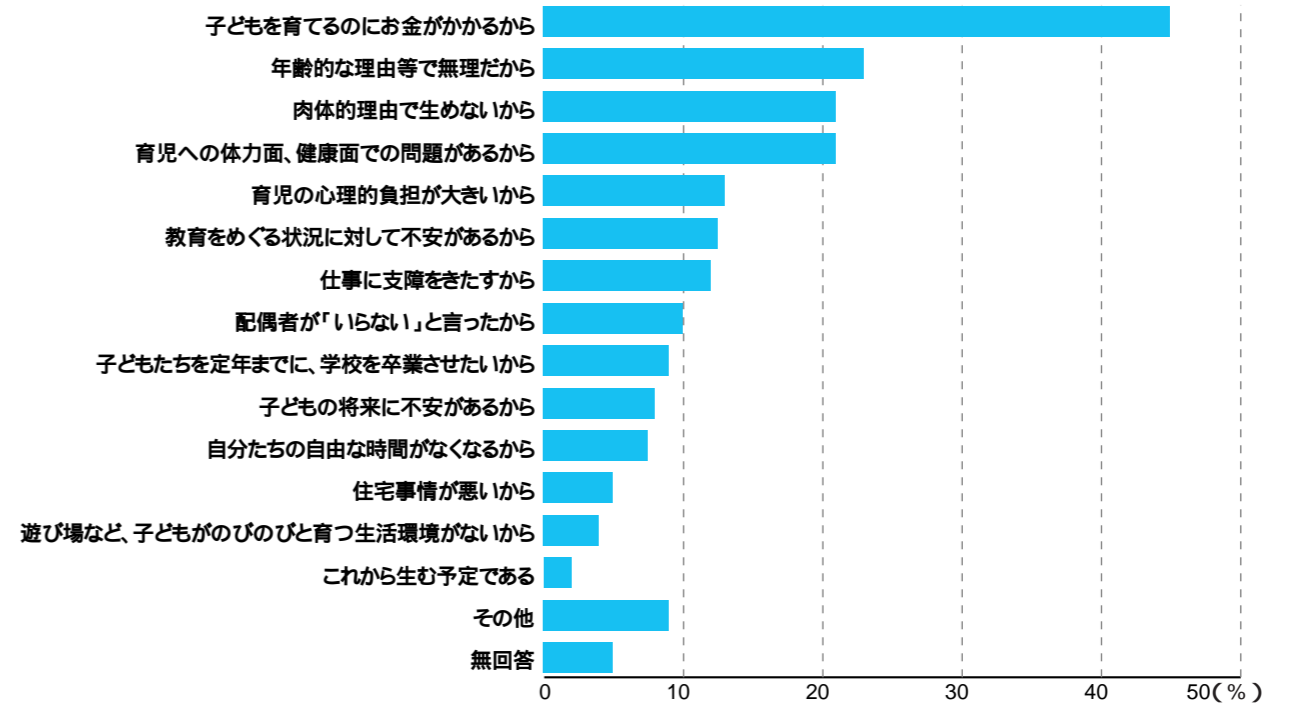


理想の数の子どもを持つとしない理由

本県、全国ともに理想の数の子どもを持つとしない理由としては、「子育てや教育にお金がかかるから(かかりすぎるから)」が、突出して高くなっています。

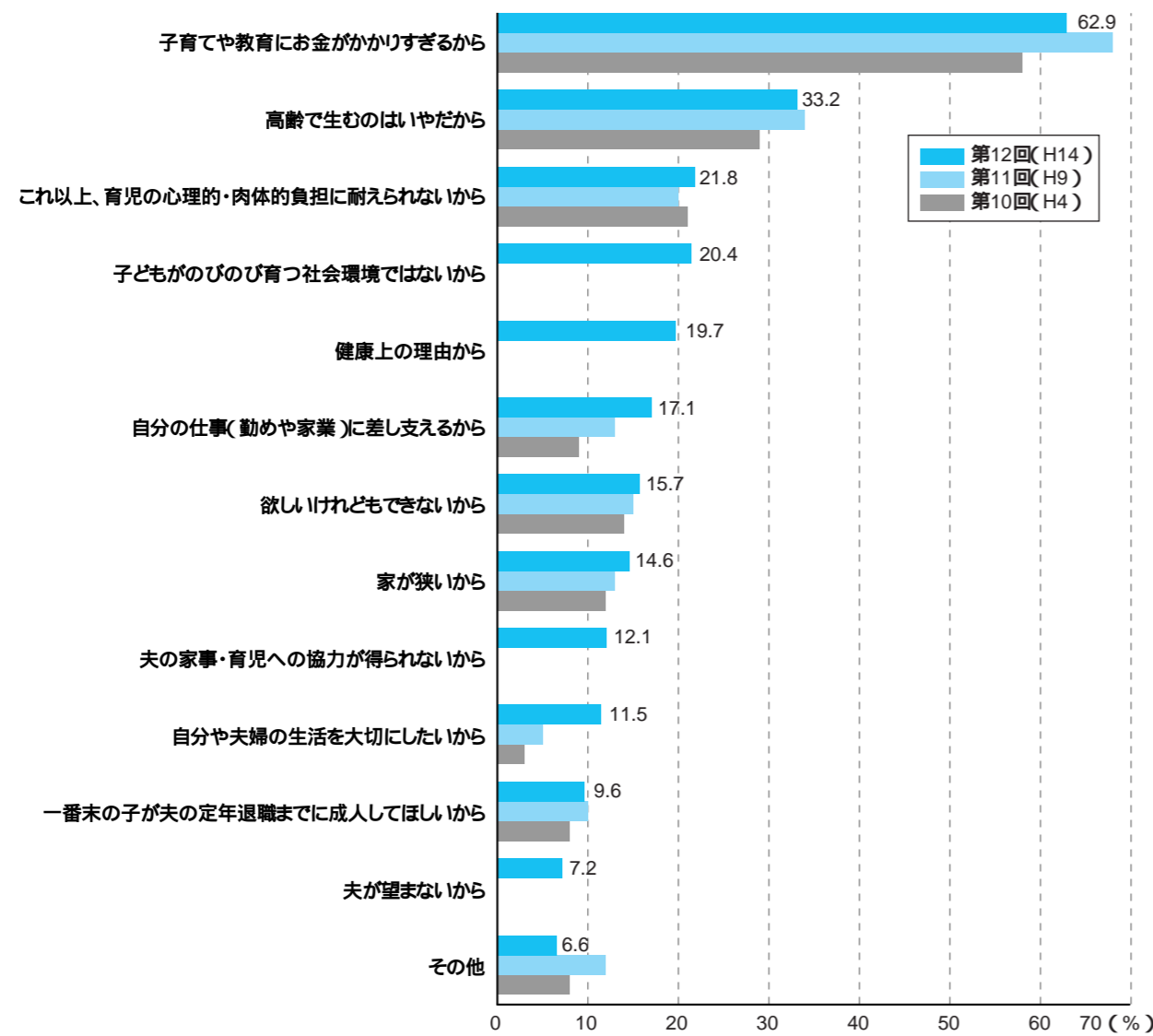
子育ての経済的負担の他に、高齢で生むのは無理だからといった年齢的理由、育児に対する負担感、家事・育児と仕事の両立に対する負担感が挙げられています。

【理想の子ども数を持たなかった理由(山梨県)】



資料：山梨県「少子化に関する県民意識調査」(H11)

【理想の数の子どもを持つとしない理由(全国)】



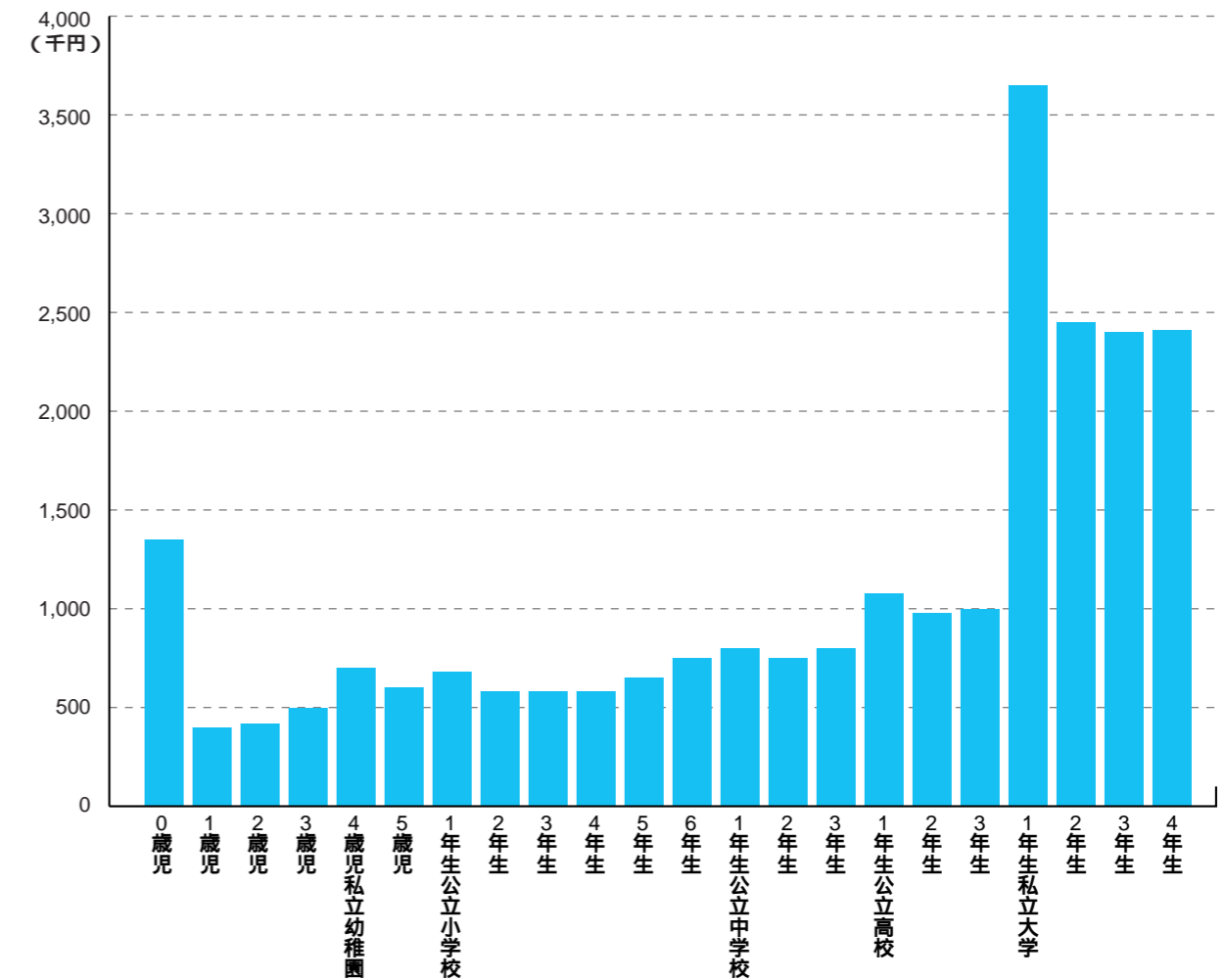
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(第10回～12回)」

経済的負担

様々な調査において、常に子どもを生まない理由の上位に挙げられるのが子育てや教育にかかる経済的な負担が大きいことです。

母親が妊娠してから、その子どもを育てるために必要な費用を推計した調査によると、子どもが大学を卒業するまでに、約2,400万円が必要とされており、特に大学教育における負担が大きくなっています。

【子育てコストの年齢別推移】



資料：財団法人 子ども未来財団「子育てコストに関する調査研究」(H11)

育児負担

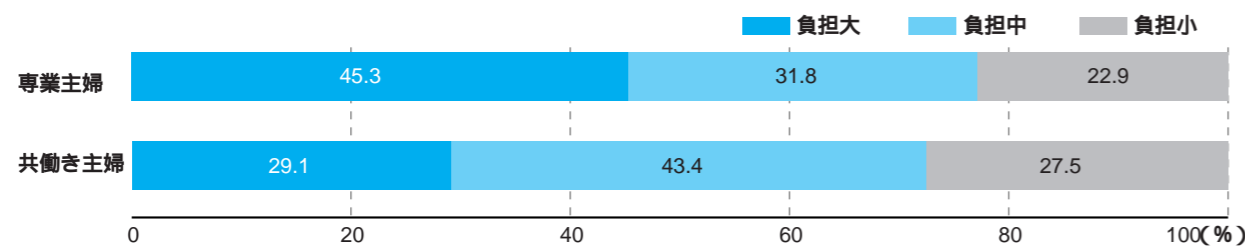
共働き家庭の妻と専業主婦の子育てそのものの負担感について、負担感が大きいと感じる者の割合は、共働き家庭の妻は29.1%であるのに対し、専業主婦では45.3%と大きくなっています。

こうした専業主婦家庭における子育てそのものの負担感が大きい原因として、家庭や地域からの支援が得られないまま、24時間乳幼児と向き合って心身両面で育児に追われること、気軽に相談や協力が得られる相手が身近にいないことなどが考えられます。

このほか、晩婚化、出産の高齢化などの影響で、育児と介護を同時にしなければならないケースも増えています。

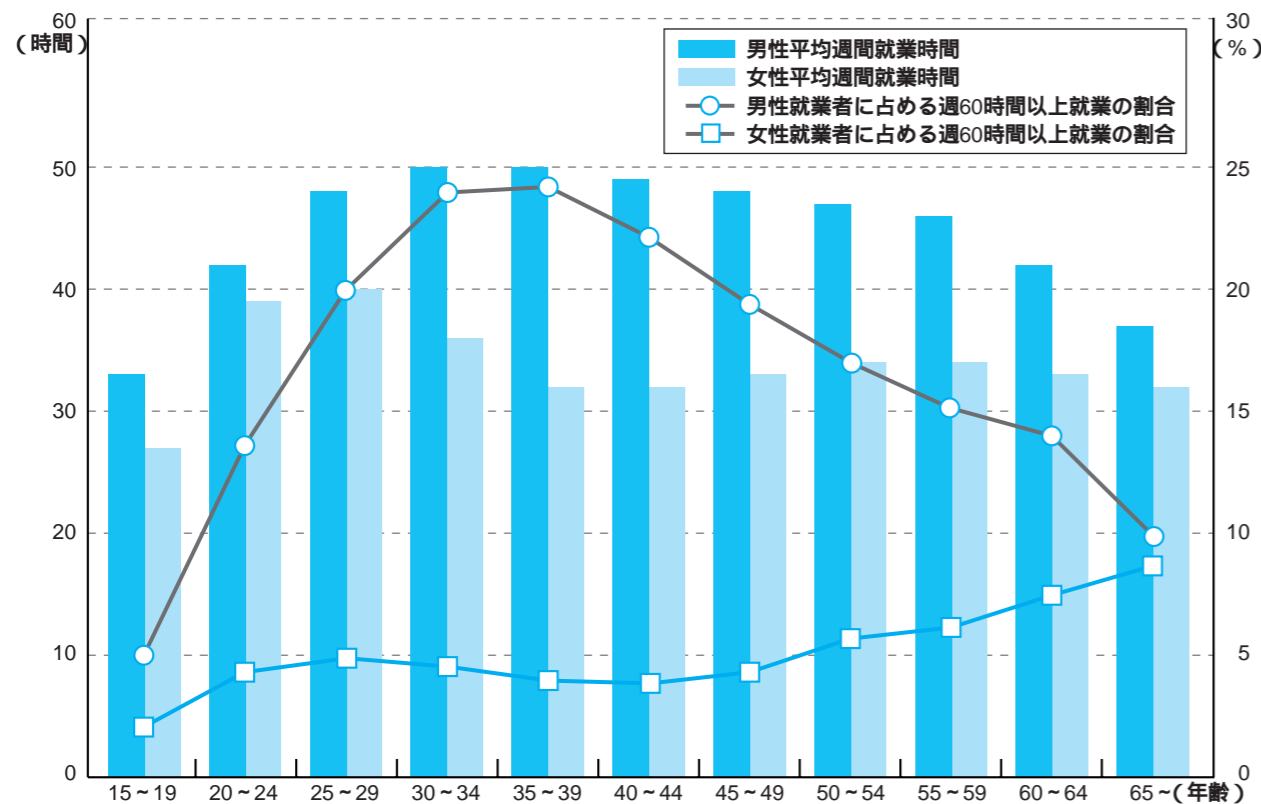
また、男性の就業時間は、子育て期にある30歳代が最も長く、男性が育児に参加しにくい状況なども専業主婦の負担感の背景と考えられます。

【子育ての負担感】



資料：財団法人 子ども未来財団「子育てに関する意識調査（H13）」

【性別・年齢階層別平均週間就業時間】



資料：総務省「労働力調査（H14）」

第3節 少子化が与える影響

少子化の影響による人口の減少は、一時的には児童扶養の減少といった形で社会的負担を軽減する側面もありますが、長期的には生産年齢人口¹の減少による経済成長へのマイナス効果や地域社会の活力の低下など、将来、県民に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

(1) 経済面への影響

少子化の進行は、労働力人口²の減少につながります。

また、貯蓄を取り崩して生活する高齢者の割合が増加することにより、社会全体の貯蓄力を低下させることとなります。

こうした労働力や貯蓄力の低下は、労働生産性の低下や投資に向けられる資金の減少をもたらすため経済成長率の低下が懸念されています。

人口に占める高齢者の割合が高くなると、年金や医療、介護等の社会保障にかかる費用が増え、税金や社会保険料などの負担増と所得の減少といった形で現役世代の負担が増加することから、生活水準の低下が懸念されます。

(2) 社会面への影響

単身者や子どものいない世帯が増加し、家族の形態も大きく変化するとともに多様化しています。「家族は夫婦と子ども2人」という標準的な世帯の概念は変わりつつあります。

山梨県内において、平成15年の出生児数が30人以下の市町村は、18町村(平成15年12月31日現在)に上っています。

子どもの数の減少により、学校のクラス編制や子ども会等の地域活動が困難となるとともに、子ども同士の関係も希薄になりつつあり、子ども同士、特に年齢が異なる子ども同士の交流の機会の減少、過保護・過干渉により、子どもの自主性や社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

また、少子化に伴い、過疎化・高齢化がさらに進行すると、介護サービスや医療保険、消防などの住民に対する基礎的サービスの提供が困難になる地域が出てくるものと懸念されています。

1 生産年齢人口……15歳から65歳未満までの人口
 2 労働力人口……15歳以上の者で、就業者(休業中の者を含む)及び就業したいと希望し、求職活動をしているが仕事に就いていない者(完全失業者)の総数

第4節 基本的な考え方

(1) 基本理念

子どもは、次代の社会の主人公です。次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境を整備することは、現在を生きる私たちの大きな責務です。

しかしながら、核家族化等を背景にした家族構成の変化や家庭機能の変容、人間関係の希薄化による地域の養育力の低下などにより、子育てを取り巻く環境は厳しくなっています。その結果、子どもを持つことを困難と感じたり、不安や負担感を感じる家庭が増えています。

このため、家庭が出産や子育てに感じる様々な負担や障害をできる限り軽減し、社会全体で子育てを支えていく体制を整える必要があります。

また、子育てにかかる不安や負担感は共働きの女性より専業主婦の方が高くなっています。これまでのエンゼルプランで取り組んできた保育サービスを中心とした「子育てと仕事の両立支援」は、一定の成果を挙げてきたものの、主として共働き家庭のための支援でした。

このため、これまで支援の手が薄かった在宅での育児への対応を充実するとともに、従来の働き方を見直し、男女が共同で家事や子育てに参加できるよう、職場優先の考え方を変えていくことを含め、あらゆる子どもと家庭への支援を進めていく必要があります。

本県には、子どもたちが森林や河川など身近にふれることができる豊かな自然環境と先人の英知を結集した魅力ある文化資産、昔と比べ希薄になったとはいえお祭りなどの地域に根ざした活発な人と人との交流や互助活動があります。

また、健康で地域活動に熱心な高齢者が様々な場面で活躍していますし、愛育会活動では全国的にも高い組織率を誇っています。こうした地域の特性を活かし、地域住民とともに取り組む土壌の醸成や住民組織の育成を図ることにより、社会全体で子育てをあたたく見守っていく、山梨ならではの子育て環境を整えることが重要です。

このような観点に立ち、安心して子育てができ、子育てをする家庭や地域において、子育ての喜びを実感できる社会の実現を基本理念とし、次世代育成支援対策を推進していきます。

(2) 基本方針

社会全体による子育て支援

子どもは次代の主人公という視点に立ち、家庭や職場(企業)、地域など様々な分野で子育てについての意識の醸成を図り、子育てしやすい環境を整備するなど、社会全体による子育て支援を推進します。

すべての子どもと家庭への支援

次代を担う子どもたちを健全に育成していくため、これまでの仕事と子育ての両立を目的とした支援に加え、働き方の見直しや孤立化しやすい在宅育児への対応など、安心して子育てができる環境を整備し、すべての子どもと家庭への支援を推進します。

地域における社会資源の活用

地域における子育て力の向上を図るため、地域の伝承文化、慣習、自然環境、地域に暮らす人々の知識や高齢者の長年培われた経験など、地域の社会資源を活用した子育て支援を推進します。

(3) 施策体系と重点プロジェクト

基本理念の実現を図るため、施策を8つの体系として整理しました。

また、地域の状況を踏まえ、特に重点的に取り組む必要がある課題などに対応していくために、地域の資源を活用し地域ぐるみで子育てに取り組む「地域で子育てプロジェクト」、子育ての環境を整え、保護者の子育て負担を軽減する「あんしん子育てプロジェクト」、保護者の働き方を見直し、子育てしやすい環境づくりを企業にも働きかける「企業も子育て応援プロジェクト」の3つをやまなしの特性を生かした重点プロジェクトとして取り組んでいきます。

さらに、企業、子育て支援団体、市町村などの関係機関等による協議会や子育て中の保護者と知事の意見交換会を開催し、ご意見を施策の推進に反映することとしています。



【 施策体系と重点プロジェクト 】

施策体系

- 1 多様な保育ニーズへの対応
保育の質的充実
多様な保育サービスの提供
- 2 子育てにかかる負担感の軽減
相談と情報提供
経済的負担の軽減
- 3 次代を担う子どもたちの健全育成
人とのふれあい
自然とのふれあい
若者の自立促進
育成環境の整備
- 4 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み
児童虐待の予防と早期発見
虐待を受けた児童の迅速・適切な保護
児童の自立支援
ひとり親家庭への支援
障害児等への支援
- 5 親子の健康増進と小児医療の充実
母と子の健康づくり
思春期における健康づくり
食育の推進
小児医療の充実
不妊治療に対する支援
- 6 子どもたちを取り巻く教育環境の充実
確かな学力の向上
豊かな心の育成
幼児教育の充実
特別支援教育の充実
家庭・地域の教育力の充実
スポーツ・健康教育の充実
芸術文化活動の推進
- 7 仕事と子育てを両立するための支援
働きやすい環境づくり
企業に対する支援
- 8 子育てを安全安心にできる環境づくり
子育てにやさしい環境づくり
安全・安心なまちづくりの推進
交通安全の推進

《計画の進行管理》

やまなし子育て支援プラン推進協議会
やまなし子育てトーク(知事と語る会)

やまなしの特性を生かした重点プロジェクト
テーマ「地域が子育て、企業も子育て」

地域で子育てプロジェクト

- 1 地域の高齢者の活用
地域の高齢者を子育て支援に活用、児童と高齢者の交流の促進
- 2 地域活力の活用
愛育会や子育て支援団体等への支援
- 3 多様な保育サービスの充実
子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実
- 4 保育サービス向上のための第三者評価の実施
保育所におけるサービスの向上や利用者の選択の利便
保育サービスの質の向上を図るための研修会

あんしん子育てプロジェクト

- 1 相談総合窓口の整備と情報提供の強化
地域において安心して子育てができる相談体制の整備
子育てに関するホームページによる情報提供
- 2 市町村子育て相談窓口との連携と支援の推進
妊娠や子育てに関する24時間電話自動応答システムの整備
相談支援体制の全市町村への整備と人材育成
- 3 小児医療の充実
小児救急医療体制の整備
子どもの医療費負担にかかる支援
- 4 子どもの養育支援
児童虐待の発生予防から自立に至るまでの総合的な対応

企業も子育て応援プロジェクト

- 1 仕事と子育ての両立支援のための普及啓発
子育てしやすい職場環境づくりについての普及啓発
- 2 子育て環境づくりを推進する企業等への支援
中小企業を対象とした育児休業制度等に関する講習会等
店舗等におけるベビーシートなどの整備促進
病院内や商店街の空き店舗等における子育て支援施設の整備促進

子育てサポート

子育て支援のためのさまざまなサービス

☺ 保育

通常保育事業

就業している保護者のために、保育所(園)で子どもを預かります。

延長保育事業

保育所(園)の開閉所時間の前後30分以上の保育を行います。

休日保育事業

日曜、祝日に働く保護者のための保育です。

夜間保育事業

夜間勤務などの保護者のため、夜間(夜10時まで)に行う保育です。

☺ 短期預かり

一時保育事業

保護者の病気や冠婚葬祭、出張などにより一時的、緊急的な保育が必要な場合に子どもを預かります。

特定保育

保護者がパートタイム勤務により、週に2、3日または午前、午後など必要な日時に子どもを預かります。

乳幼児健康支援一時預かり事業(施設型)

保護者の都合により、病気回復期にある子どもを保育所や医療機関の専用スペースで一時的に預かります。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気、冠婚葬祭、出張、経済的理由など緊急一時的な場合に、指定の養護施設などで、数日間子どもを預かります。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校児童に、授業終了後、児童厚生施設等において適切な遊びや生活の場を提供します。

☺ 居宅における支援

乳幼児健康支援一時預かり事業(派遣型)

保護者の都合により、病気回復期にある子どもの自宅等へ、看護師や保育士等を派遣して預かり保育を行います。

ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が登録する会員制の相互援助組織により、保育所や学校、放課後児童クラブの時間外に子どもの預かり、送迎などのサービスを行います。

☺ 相談・交流支援

地域子育て支援センター

保護者同士、子ども同士のふれあいの場として、保育所等において育児不安などの相談指導、子育てサークル等の育成・支援、保育サービスに関する情報提供を行います。

つどいの広場

子育て中の親子が気軽に集えるよう、公共施設や商店街の空き店舗等を交流の場として提供し、子育てに関する相談援助、情報提供、講習会を行います。

第2章 各論

第1節 多様な保育ニーズへの対応

安心して育児に取り組めるよう、子育てを地域全体で支えることが求められています。保育所や幼稚園における保育体制の整備充実に努めるとともに、多様な子育てニーズに対応した様々なサービスの提供や質の向上を図ります。

(1) 保育の質的充実

現状と課題

就業構造や家族形態の変化などを踏まえ、保育時間をはじめとする保護者からの様々なニーズに応じた幼稚園や保育所での保育体制の整備充実を図る必要があります。

障害児保育に対するニーズは高まっており、これに対応した施設の整備や保育サービスの提供が求められています。

保育サービスの質の向上を図るために、保育内容を充実するとともに自己評価や行政による監査に加えて、第三者の視点から客観的に評価する仕組みの導入を推進していく必要があります。

認可保育所の補完的な役割を果たしている認可外保育施設について、安全確保などに向けた取り組みを促進していく必要があります。

保護者の幼児教育や保育に関するニーズに適切かつ柔軟に対応できる、幼稚園と保育所が連携した施設の在り方について、検討していく必要があります。

施策の方向

少子化の進展のため就学前児童数が減少する一方、保育所入所児童数は増加している現状を踏まえ、地域における子育て支援の拠点として、今後必要となる保育サービスに対応した保育所の整備を施設面も含めて促進します。また、共働き家庭における幼児教育へのニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を促進します。

11時間の保育を実施している保育所の割合が全国に比較して低い本県の現状を踏まえ、保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努めます。

保護者の就労形態の多様化などのため、概ね夜10時までの夜間に及ぶ保育ニーズがあることから、これに対応する保育所の整備を促進します。

障害児を地域の幼稚園や保育所において受け入れるための体制の整備充実を支援します。

福祉サービスに対する第三者評価を推進していくための体制整備を行うとともに、保育所における第三者評価事業への取り組みを推進します。

保護者への子育て支援などのため、幼稚園教諭や保育士、放課後児童指導員を対象とした研修会を実施します。

病院内保育施設の整備を推進するとともに、それ以外の認可外保育施設について、衛生及び安全を確保するための取り組みを支援します。

幼稚園と保育所それぞれに寄せられる保護者からのニーズを適切に把握しながら、両者が連携した施設の在り方について検討を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
保育所施設及び設備の整備	保育所の施設及び設備整備の促進	→						児童家庭課
通常保育の実施	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童の保育を行う保育所への助成 【数値目標】H16 20,399人 H21 21,600人 保育所在籍児童数	→						児童家庭課
幼稚園における預かり保育の実施	共働き家庭における幼児教育へのニーズに応えるため、通常の教育時間終了後2時間以上預かり保育を実施する私立幼稚園への助成 【数値目標】H16 57園 H21 63園 実施幼稚園数	→						私学文書課
長時間保育の実施								
延長保育の実施	1日11時間を超えて保育所を開所する延長保育の促進 【数値目標】H16 108か所1,960人 H21 160か所2,800人 実施保育所数及び定員	→						児童家庭課
夜間保育の実施	概ね午後10時まで開所する夜間保育所への助成 【数値目標】H16 1か所25人 H21 2か所65人 実施保育所数及び定員	→						児童家庭課
障害児の受け入れ促進								
障害児の就園の促進	障害児を受け入れている私立幼稚園への助成	→						私学文書課
障害児への保育サービスの提供	障害児を受け入れている私立保育所への助成	→						児童家庭課
保育所等の施設設備への支援	障害児の受け入れに係る設備整備への助成	→						児童家庭課
障害児への放課後支援	放課後児童クラブへの受け入れ	→						児童家庭課
福祉サービスに対する第三者評価事業の推進								
福祉サービスに対する第三者評価事業推進のための体制整備	第三者評価事業を山梨県内で推進していくための組織の整備と評価の促進 【数値目標】H16 - H21 40か所 評価事業所数	→						福祉保健総務課
第三者評価事業を行う保育所増加に向けた取り組み	・パンフレットの作成 ・シンポジウムの開催等	→						児童家庭課
幼稚園教諭、保育士、放課後児童指導員を対象とした研修会の実施	保護者の子育て支援などに関する研修会の実施 【数値目標】H16 1,800人 H21 2,200人 参加人数	→						私学文書課 児童家庭課 教・義務教育課
認可外保育施設に対する支援								
病院内保育施設の設置促進	勤務時間が特殊であることから、地域の保育所の利用が困難な看護職員等のため、病院内において保育施設を設置・運営する事業に対し助成	→						医務課
その他の認可外保育施設への支援	認可外保育施設職員の健康診断への助成 【数値目標】H16 14か所 H21 36か所 実施保育所数	→						児童家庭課
総合施設の検討	保育と就学前の教育を一体として捉えた総合施設について検討	→						私学文書課 児童家庭課

...新規事業

(2)多様な保育サービスの提供

現状と課題

雇用者に占める女性の比率は上昇傾向にあり、結婚や出産後も働き続けたいと考えている女性が増えていることから、産後休暇や育児休業終了後の3歳未満児の保育ニーズに対処していく必要があります。

休日における保育ニーズや、様々な理由により突発的に発生する緊急的・一時的な保育ニーズなどに対応するきめ細かな支援サービスの提供が求められています。

病気の回復期にあるため、集団保育が困難な児童の保育への対応が求められています。

中心市街地の賑わいや活力を創出するための方策の一環として、商店街の利用者を対象に空き店舗等を活用した一時保育施設の設置について検討していく必要があります。

核家族化の進行や共働き家庭の増加などから、特に小学校低学年を中心とした児童の放課後の健全な活動の場が求められています。

子どもを育てやすい環境づくりを進めるため、育児の援助を受けたい人とこの支援を行いたい人を結ぶ仕組みづくりを進める必要があります。

施策の方向

社会状況の変化から、今後も増加していく3歳未満児の保育ニーズに対応した保育所の取り組みを促進します。

保護者の就労形態の多様化などにもない、今後増加すると予想される休日保育について、保育ニーズを的確に把握し、都市部や観光地を抱える市町村を中心に事業の実施を促進します。

社会情勢の変化などから、保護者の断続的な勤務や疾病・冠婚葬祭などにもない緊急的・一時的に発生する保育ニーズが、近年急激に増加している状況を踏まえ、一時保育事業を促進します。

パートタイム労働や短時間勤務などの増加にもない、毎日ではなく一週間のうち特定の日時だけの保育サービスを希望する者が増加している状況を踏まえ、特定の日時だけ預かる事業を促進します。

病気の回復期にあるが、まだ安静等が必要なため集団保育が困難な児童について、保育所や病院等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業や一時的に看護師、保育士等をその児童宅に派遣して保育を行う事業を促進します。

保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等を活用して短期間養育する事業を促進します。

中心市街地の活性化を図るため、一時保育施設等のコミュニティ施設の設置・運営などに対して助成します。

保護者が仕事等のため、昼間家庭にいない小学校児童を対象に、児童館や学校の空き教室などを活用して、授業終了後適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブについては、小学校単位での設置を原則に地域の要望を踏まえた各市町村での取り組みを促進します。

育児の援助を行いたい人と受けたい人を会員とし、その相互援助活動の仲介を行うファミリー・サポート・センター事業について、各市町村での取り組みを支援します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
様々な保育サービスの提供								
3歳未満児保育の実施	3歳未満児の保育を行う保育所への助成 【数値目標】H16 4,941人 H21 6,493人 在籍児童数							児童家庭課
休日保育の実施	休日に保育を行う保育所への助成 【数値目標】H16 1か所10人 H21 31か所1,100人 実施保育所数及び定員							児童家庭課
一時保育の実施	突発的・緊急的・一時的な保育に対応する保育所への助成 【数値目標】H16 60か所167人 H21 115か所360人 実施保育所数及び定員							児童家庭課
特定保育の実施	1週間の中で特定の日時のみの保育に対応する保育所への助成 【数値目標】H16 3か所16人 H21 15か所80人 実施保育所数及び定員							児童家庭課
病後児保育の実施(施設型)	病気の回復期にある児童の保育を病院や保育所等で行う取り組みの促進 【数値目標】H16 1か所4人 H21 10か所30人 実施か所数及び定員							健康増進課
病後児保育の実施(派遣型)	病気の回復期にある児童がいる家庭に看護師等を派遣し、保育を行う取り組みの促進 【数値目標】H16 - H21 9,300回 年間実施回数							健康増進課
中心市街地への一時保育施設の設置	中心市街地の活性化のため、空き店舗等を活用した一時保育施設などのコミュニティ施設の設置・運営への助成							商業振興金融課
児童養護施設等における児童の短期養育の実施(ショートステイ)	保護者の疾病等のため、家庭での養育が困難となった児童を短期間養育する事業の促進 【数値目標】H16 - H21 3か所29人 実施か所数及び定員							児童家庭課
放課後児童クラブの実施	放課後児童クラブの運営に要する経費への助成 【数値目標】H16 155か所6,088人 H21 180か所7,400人 実施か所数及び定員							児童家庭課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	地域で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進 【数値目標】H16 2か所 H21 10か所 実施か所数							児童家庭課

...新規事業

第2節 子育てにかかる負担感の軽減

子育てに関する不安等から生ずる負担感や、子育てに要する経済的負担の大きいことが少子化の一因とされています。子どもの健やかな成長を支援し、子どもを生き育てることに喜びを感じることができる環境づくりを推進するため、子育てに関する相談体制や情報提供などの充実、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。

(1) 相談と情報提供

現状と課題

家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に子育てに関する相談ができる場が少ないため、子育てに不安を持つ親が増加しています。特に専業主婦は、孤立化しやすく、不安感を持つ傾向が強いことから在宅での育児への支援が必要となっています。

子育てに関する相談は、生活相談から教育、健康など多岐にわたり、また行政の窓口も多くの部署が関わっており、利用者にはどの窓口で相談したら良いのかわかりにくく、相談をためらう大きな理由となっています。

また、育児に関する支援制度や関係機関、さらには、子育てサークルやイベント情報など、育児に伴い保護者が必要とする総合的な情報提供が求められています。

子育て中の親同士の交流は、育児の孤立化を防ぎ、子育て不安の解消につながることから、自主的なサークル活動等の育成を支援していく必要があります。

また、地域ぐるみで子育て支援に取り組んでいくため、愛育会など地域の子育て支援団体の活動を活性化する取り組みを進める必要があります。

施策の方向

あらゆる子育て相談に対応できるよう、各専門相談窓口と密接に連携をした子育て相談総合窓口を設置し、子育ての悩みや疑問など、様々なニーズに対応します。

子育ての不安を軽減するため、子育てに関する多様な情報をホームページや冊子の配布などにより提供するとともに、市町村における子育て相談窓口を支援します。

親子が気軽に集まり交流することにより、子育ての喜びを実感できるよう、つどいの広場や子育て支援センターの整備を促進し、併せて専門的な子育て相談に応じられる子育て支援コーディネーターの育成を図ります。

地域における子育て支援を推進し、親同士がともに子育てに取り組むため、母親クラブ、子育てサークルや愛育会など子育て支援団体の活動を支援します。

小児慢性特定疾患の児童を持つ家庭に対し、訪問等による生活指導や親同士の交流の場づくりなど必要な支援を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
子育て相談								
子育て相談総合窓口の開設	・子育て当事者や子育てサークルへの助言 ・情報提供・市町村窓口の支援 ・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談 ・臨床心理士によるカウンセリング							児童家庭課 教・社会教育課
24時間電話情報提供	・電話(自動応答システム)による24時間体制の子育て情報の提供							児童家庭課
ヤングテレホン	少年の非行問題、困りごと、犯罪被害などの相談							警・生活 安全企画課
いじめ・不登校ホットライン(再掲)	専門の相談員による児童生徒や保護者のための相談支援							教・総務課
子育て支援情報の提供								
子育てハンドブックの作成配布	支援制度や相談窓口など子育てに必要な情報の提供							児童家庭課
子育て支援ホームページ(山梨県子育て総合情報ボックス)の開設	支援制度、遊び場やイベントなど子育てに関するあらゆる情報の提供							児童家庭課 医務課 健康増進課
幼児教育放送「子育て日記」(再掲)	乳幼児期を対象とした子育て情報の提供							教・社会教育課
家庭教育手帳の配布(再掲)	乳幼児から小中学生までの子育てやしつけを解説した冊子の配布							教・社会教育課
小児慢性特定疾患治療への取り組み	訪問等による個別の相談や情報の提供							健康増進課
犯罪等に関する情報提供(再掲)	子どもを被害者とする犯罪の防止のため、犯罪手口等の情報を提供							警・生活 安全企画課
親子の交流を図り、子育ての喜びを感じられる場の整備								
地域子育て支援センターの設置	育児不安解消のため相談指導などの事業を実施する市町村への助成 【数値目標】H16 23か所 H21 51か所							児童家庭課
つどいの広場の設置	子育て中の親子が相談・交流できる場の設置促進 【数値目標】H16 4か所 H21 39か所							児童家庭課
子育て支援コーディネーターの養成	地域の子育て家庭を支援する人材の養成 【数値目標】H16 - H21 200人							教・社会教育課
子育て団体等への支援								
愛育会活動の支援(再掲)	妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動を中心に地域全体で子育てを支援する土壌づくりを推進する愛育会への助成							健康増進課
休会地区等への愛育活動の普及(再掲)	活動強化のための班員研修などを実施する愛育会への助成							健康増進課
愛育会への事業委託(再掲)	乳幼児健診や予防接種等の未受診家庭への声かけ、ふれあい交流事業など家庭の養育力を強化							健康増進課
母親クラブへの支援	地域において児童福祉の増進を図る母親クラブなどの活動に助成 【数値目標】H16 31か所 H21 38か所							児童家庭課
子育てサークル等のネットワーク化	全県的な子育て関係団体の組織の構築を支援							児童家庭課 教・社会教育課

...新規事業

(2) 経済的負担の軽減

現状と課題

様々なアンケートにおいて、理想の数の子どもを持つとしない理由として、子育てにかかる経済的な負担が最も多く挙げられています。このため、子どもを持つ家庭に対する経済的な負担を軽減する取り組みが求められています。

特に、ひとり親家庭については、一般家庭と比較して収入が低い傾向にあり、経済的な自立を促すための支援を行う必要があります。

子どもにかかる医療費については、病児の早期受診を図り、児童の健やかな成長を支援するため、軽減していく必要があります。

施策の方向

次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に児童手当の給付など経済的な支援を行います。

私立幼稚園に入園する際の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るための取り組みを促進します。

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、医療費の助成、修学資金などの貸付、就労促進のための各種給付金の支給や就業情報の収集・提供などを行います。

勉学意欲があっても経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、修学資金の貸付や授業料の減免をします。

子育て家庭の医療費の負担を軽減し、児童の健全育成を図るため、乳幼児や障害児などの医療費に助成をします。

【山梨県乳幼児医療費助成制度概要】

制度内容	乳幼児が受けた保険診療における一部負担金額(総医療費の2割または3割)を助成する公費負担制度	
実施主体	乳幼児の保護者が居住する市町村	
助成を受けられる方	通院の場合	5歳未満の児童
	入院の場合	小学校就学前の児童
給付対象額	通院・入院ともに、受給者が医療機関窓口で支払う金額	
保護者負担額	乳幼児一人につき一月あたり700円	
給付方法	乳幼児の保護者が、居住する市町村へ医療費の領収書等を提出して請求する償還払い制度	

ただし、市町村によって保護者負担額や給付方法などが異なる場合があります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
子育て家庭への支援								
児童手当	児童の健全育成と資質の向上のため小学校第3学年終了前までの児童の養育者に支給 ・第1子及び第2子5,000円/月 ・第3子以降10,000円/月							児童家庭課
勤労者福祉資金融資制度	育児休業期間中の生活資金の貸付 融資限度額1,000千円							労政雇用課
幼稚園就園奨励費補助事業	私立幼稚園に入園する際の経済的負担の軽減や公私立幼稚園間の保護者負担の是正を図る取り組みの促進							義務教育課
ひとり親家庭への支援								
就業・自立支援センターによる支援(再掲)	母子家庭の母等を対象とした就業に必要な情報の収集、提供							児童家庭課
医療費の助成(再掲)	ひとり親家庭の医療費への支援を行う市町村への助成							児童家庭課
児童扶養手当(再掲)	父と生計を異にする児童が育成される家庭の母等に対して支給							児童家庭課
自立支援給付金(再掲)	母子家庭の母の自立のための職業能力開発等に対し各種給付金を支給							児童家庭課
福祉資金の貸付(再掲)	母子家庭に対する必要な資金の貸付							児童家庭課
職業訓練手当(再掲)	就職に必要な職業能力開発に取り組む母子家庭の母のうち経済的支援が必要な者に支給							職業能力開発課
修学の奨励								
交通被災遭児への修学奨励	交通被災遭児の修学の奨励のための奨学金等の給付による経済的な援助と精神的支援							教・高校教育課
奨学資金、奨励金の貸付	経済的な理由により修学が困難な生徒へ修学奨学金の貸付							教・高校教育課
私立高校授業料の減免	修学が困難な生徒の経済的負担を軽減するため授業料の減免をする私立高等学校への助成							私学文書課
公立高校授業料の減免	経済的理由等で修学困難な生徒の授業料の減免							教・高校教育課
生活福祉資金貸付金	経済的な理由により修学が困難な生徒への修学資金の貸付							福祉保健総務課
子どもの医療にかかる支援								
乳幼児医療費の助成	乳幼児の医療費への支援を行う市町村への助成							児童家庭課
重度心身障害児医療費の助成	重度心身障害児の医療費への支援を行う市町村への助成							障害福祉課
小児慢性特定疾患医療費の給付	小児慢性特定疾患で入院や通院をする児童の医療費の給付							健康増進課
育成医療の給付	身体に障害のある児童が、生活能力を得るための医療の給付							健康増進課
養育医療の給付	未熟児に対し、養育に必要な医療の給付							健康増進課

第3節 次代を担う子どもたちの健全育成

多様な人間関係を学び社会性をはぐむ機会など、子どもたちの自立に不可欠な自然体験・社会体験の機会を一層充実し、様々な形で交流の場を設けることに努めます。

また、若者の能力開発や就業支援を推進することにより、若者の職業的自立の促進に努めます。
子どもが健全な日常生活を送ることができるよう、子どもを取り巻く社会環境の浄化に努めます。

(1)人とのふれあい

現状と課題

地域社会における人間関係の希薄化などにより、子どもが日常生活の中で、人とのふれあいを体験する機会が少なくなっています。

テレビゲームやインターネットなどの普及、塾通いや気軽に遊べる場所の減少は、遊びを通じた仲間づくりや子どもの社会性の形成に大きな影響があるため、子ども同士の自由な遊びや幼い子どもとのふれあいの体験などができる、環境の整備が必要となっています。

健康寿命が全国上位の本県の特性を生かし、高齢者の豊かな知恵や昔からの生活習慣、伝統文化の伝承など、世代を越えた子どもとの交流が期待されています。

施策の方向

子どもの健全な育成を図るため、日常生活の中での親子のふれあい、異年齢児との交流や世代を越えた多様なふれあいを体験する機会を提供します。

幼児期や低学年期の幼子にあそびを体験させるため、家庭や地域が主体となった「あそび場づくり運動」を促進します。

青少年活動にかかるイベントや研修などの様々な情報の提供や人材の育成、関係団体等のネットワークの充実を図り、青少年活動を支援します。

心身ともに健やかに成長できるよう、誰もが利用できる地域の遊び場であり、活動拠点ともなる児童館や児童センターの整備を促進します。また、人的体制を充実するため、児童厚生員の研修に対して助成します。

高齢者が豊かな知恵や伝統文化などを次世代に伝えながら、いきいきと活躍できる機会を拡充します。

農山村と都市の子どもたちの交流や親子を対象とした農業体験ができる施設整備に助成するとともに、交流や農業体験を推進します。

国際交流活動や野外活動、子どもクラブ活動など、様々な体験交流活動を促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
児童ふれあい交流の促進	年長児童と赤ちゃんのふれあい体験、中・高校生の居場所づくり、乳幼児への絵本の読み聞かせ事業を実施する市町村への助成 【数値目標】H16 12市町村 H21 20市町村 実施市町村数							児童家庭課
異年齢児との交流	地域での異年齢間の交流促進のため、子どもを主体とした活動への助成、子どもを集めた遊び、実践講習会の開催 【数値目標】H16 18地域26団体 H21 40地域60団体 助成団体数							青少年課
幼子のお遊び場づくり運動	身近なお遊び場づくりの取り組み事例の紹介や見守り体制の整備							青少年課
「遊び、学ぶ、子育て教室」の開催	各地域で子育てに関する講演会や相談会、情報提供を行う場づくりの実施 【数値目標】H16 - H19 30市町村 延べ市町村数							児童家庭課
青少年活動の支援								
青少年健全育成のための情報の提供	青少年活動に係る様々な情報の提供や、情報が容易に伝わるネットワークの充実							青少年課
地域の青少年活動への指導者派遣	地域の青少年活動の活性化のため、地域ぐるみでの多様な青少年活動の支援 【数値目標】H16 - H21 100人 講師派遣数							青少年課
児童館の整備充実								
児童館の整備促進	児童館、児童センターを整備する市町村への助成 【数値目標】H16 57館 H21 70館							児童家庭課
児童厚生員の研修	児童厚生員の資質向上のために研修会を実施 【数値目標】H16 95人 H21 170人 児童厚生二級指導員資格取得者数							児童家庭課
高齢者とのふれあい								
おじいちゃん、おばあちゃん先生の派遣	地域の子どもと高齢者との世代間交流のため、高齢者をボランティアとして、保育所等へ派遣し遊びの指導等を実施する市町村への助成 【数値目標】H16 - H21 80か所 延べか所数							児童家庭課
高齢者と子ども帰り道ふれあい事業の実施	小学校低学年児童の下校時に地域の高齢者が通学路を巡回し、児童の安全確保及び高齢者との交流事業を実施する市町村への助成 【数値目標】H16 - H21 150校 延べ学校数							児童家庭課
高齢者グループの子育て支援等の活動に助成	高齢者が仲間とともに、豊かな知恵を生かしながら、積極的に行う地域活動への支援 【数値目標】H16 35グループ H18 75グループ 活動グループの累計							長寿社会課
ことぶきマスター制度の周知	長い人生経験から培ってきた知識や技能をもつ高齢者を「ことぶきマスター」として認定し、広く活用されるよう周知							長寿社会課
高校生の一日リハビリテーション体験	リハビリテーションに関する普及啓発のため、高校生を対象に医療の現場で介護の体験 【数値目標】H16 230人 H21 300人 参加者数							長寿社会課
ふれあいいりハビリ交流大会	機能訓練や介護予防事業参加者・家族・ボランティアが一堂に会した交流の場の開催 【数値目標】H16 119人 H21 170人 ボランティア参加者数							長寿社会課

...新規事業

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
農村と都市との交流								
農山村における体験活動施設等の充実	中山間地域の振興を図るための総合的な整備のなかで、農山村と都市の子どもたちの相互交流の実施	→						農村振興課
農業体験や都市農村交流施設等の充実	地産地消等の推進を図るための施設整備を進めるなかで、子どもの農業体験や地域交流の実施	→						農村振興課
小中学生の農業教育の充実	農業の果たしている役割について理解を深めるため、体験活動、施設見学等のあぐり探検隊の開催	→						農業技術課
子どもたちの幅広い体験								
高校生のための体験活動	自然の中で青少年の健全育成のための体験活動や留学生との交流体験	→						教・社会教育課
少年海外研修	青少年の健全育成を図るため、青少年を対象とした国際交流体験の実施	→						教・社会教育課
夏休みふるさと子どもランドカーニバル	異年齢の子どもたちによる美化運動や伝承文化活動への助成	→						教・社会教育課
子どもクラブ親睦球技大会	たくましく心豊かな少年を育成するための球技大会の開催	→						教・社会教育課
科学館での体験活動	科学技術、自然科学の最新情報の提供及び青少年をはじめとする県民一般を対象に科学をわかりやすく紹介し、理解を深めるための体験活動	→						教・社会教育課

子育てサポート

山梨県内の児童館

様々な体験や遊び、地域の人との交流、文化活動、スポーツ活動などを通して、乳幼児から高校生までの児童・生徒が健全に育つことを目的とした、児童館・児童センターがあります。

番号	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	石田児童館	甲府市	甲府市上石田3-6-31	055-222-5230
2	朝気児童館	"	甲府市朝気1-2-55	055-235-6670
3	北新児童センター	"	甲府市北新1-6-8	055-251-5049
4	西部児童センター	"	甲府市長松寺町12-30	055-225-1764
5	塩山南児童センター	塩山市	塩山市下於曾1021-3	0553-33-7900
6	塩山北児童センター	"	塩山市千野3409-4	0553-33-7800
7	加納岩児童センター	山梨市	山梨市下神内川182	0553-23-2429
8	日下部児童センター	"	山梨市小原東717	0553-23-0383
9	山梨児童センター	"	山梨市正徳寺1273-1	0553-23-5661
10	大月児童館	大月市	大月市大月町花咲10	0554-23-2001
11	北東児童センター	韮崎市	韮崎市藤井町駒井2248-1	0551-23-5550
12	甘利児童センター	"	韮崎市大草町上条東割788	0551-23-1535
13	北西児童センター	"	韮崎市清哲町青木1078-1	0551-22-1775

14	韮崎児童センター	韮崎市	韮崎市本町2-1-7	0551-22-6768
15	若草なかよし児童館	南アルプス市	南アルプス市藤田1512	055-283-5344
16	八田児童館	"	南アルプス市榎原794-16	055-285-0042
17	おおケヤキ児童館	"	南アルプス市寺部1479	055-282-7394
18	武川児童館	北杜市	北杜市武川町三吹2161-1	0551-26-3021
19	明野児童館	"	北杜市明野町上手5602	0551-25-3285
20	いずみふれあい児童館	"	北杜市大泉町谷戸3000	0551-38-1211
21	大泉駅前児童館	"	北杜市大泉町8240-1	0551-20-5771
22	高根ふれあい児童館	"	北杜市高根町村山東割1942	0551-20-7041
23	須玉さわやか児童館	"	北杜市須玉町若神子320	0551-42-5377
24	玉幡児童館	甲斐市	甲斐市西八幡2671-2	055-276-9656
25	竜王北児童館	"	甲斐市竜王465	055-279-1911
26	敷島南児童館	"	甲斐市長塚595-1	055-277-9720
27	竜王東児童センター	"	甲斐市富竹新田973-4	055-278-1178
28	双葉西児童館	"	甲斐市志田157	0551-28-4588
29	敷島なかよし児童館	"	甲斐市島上条1828-17	055-277-1121
30	竜王西児童館	"	甲斐市西八幡3855	055-279-3731
31	敷島ふれあい中央児童館	"	甲斐市島上条240-3	055-277-9220
32	双葉東児童館	"	甲斐市竜地6561-1	0551-28-1214
33	境川児童館	笛吹市	笛吹市境川町小黒坂1652	055-266-8077
34	八代児童センター	"	笛吹市八代町南545-1	055-265-5160
35	一宮児童館	"	笛吹市一宮町末木798-1	0553-47-7952
36	なかみちふれあい児童館	中道町	中道町上曾根1890-1	055-240-1234
37	なかみちみなみ児童館	"	中道町下向山4370-1	055-266-7211
38	豊富児童館	豊富村	豊富村大鳥居3770	055-269-3067
39	鯉沢児童館	鯉沢町	鯉沢町2175	0556-22-6090
40	富河児童館	南部町	南部町福士2700-19	0556-66-2035
41	万沢児童館	"	南部町万沢4022-2	0556-67-3316
42	玉穂中央児童館	玉穂町	玉穂町成島2095-1	055-273-8271
43	玉穂北部児童館	"	玉穂町井之口1139-1	055-273-7967
44	玉穂西部児童館	"	玉穂町下三条133	055-274-0097
45	昭和押原児童館	昭和町	昭和町押越616	055-275-6462
46	昭和西条児童館	"	昭和町西条2225-1	055-275-9616
47	昭和常永児童館	"	昭和町河西8-1	055-275-0358
48	田富中央児童館	田富町	田富町布施2382	055-274-2221
49	わんぱく児童館	"	田富町東花輪1351-1	055-273-0588
50	ひばり児童館	"	田富町山之神1156-119	055-273-1417
51	杉の子児童館	"	田富町西花輪1415-4	055-273-1818
52	ひまわり児童館	"	田富町東花輪1119-26	055-273-0751
53	つくし児童館	"	田富町藤巻2303-2	055-274-3260
54	すみれ児童館	"	田富町布施242-3	055-274-2353
55	西桂児童館	西桂町	西桂町下暮地937-4	0555-25-2941
56	忍野児童館	忍野村	忍野村忍草1433-1	0555-84-1611
57	大嵐児童館	富士河口湖町	富士河口湖町大嵐422	0555-82-2022
58	勝山児童館	"	富士河口湖町勝山4029-5	0555-83-2111

(2)自然とのふれあい

現状と課題

都市化や情報化の進展の中で、子どもが森に入ったり、川で遊ぶ自然体験や生活体験等の機会が減少し、自然との関わりが希薄化しており、自然を知らない子どもが増えています。

地球温暖化などの環境意識の高まりの中で、人と自然との関わりを見直す気運が高まっています。

身近な地域での自然体験や環境保全活動等を通じて、自然や環境を大切にすることを心がける必要があります。



施策の方向

自然とのふれあいを通じて、子どもたちが豊かな心や社会性を身につけるため、洋上研修や野外活動等の自然体験活動、こどもエコクラブなどの環境学習活動を推進します。

児童、生徒の森林体験活動等を通じて、緑を大切にし愛する心をはぐくむため、学校林の環境整備等を促進します。

子どもたちの自然や緑に対する関心を高めるため、子ども樹木博士の認定等の活動を支援します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
野外体験活動の推進								
フロンティアアドベンチャーふるさと海洋道中(再掲)	青少年の健全育成を図るための洋上研修と自然体験活動	→						教・社会教育課
牧場探検隊の開催(再掲)	親子を対象に畜産物の生産現場での体験や意見交換の実施	→						畜産課
環境学習の推進								
こどもエコクラブ交流エコ教室の開催	環境保全に対する意識の向上と視野を広め、地域での自主的な環境保全に向けた取り組みを実践させるために、子どもエコクラブ会員等の小中学生の体験的な環境学習を通じた交流機会の提供 【数値目標】H16 41人 H21 80人 参加者数	→						循環型社会推進課
親子エコスクールの開催	環境保全意識を高め、環境保全に向けた取り組みを実践させるために、小中学生と保護者による環境学習機会の提供	→						循環型社会推進課
森林を育てる体験活動の推進								
やまなしどんぐりクラブの育成	子どもたちに森林や緑に親んでもらうため、どんぐりを拾ってきた児童等の登録及び苗木の贈呈、植樹等 【数値目標】H16 900人 H21 1,000人 参加者数	→						みどり自然課
学校林の活用	小中学校における森林を活用した環境教育を推進するための学校林の環境整備の促進 【数値目標】H16 24校 H21 38校 学校林を活用した学校数	→						みどり自然課
林業の活用	森林・林業に対する小中学生とその親に対して理解を深めるため、林業体験学習会の開催	→						林業振興課
100万本植樹運動	県民参加の森づくり、ボランティア活動の促進のため、御下賜100周年に向けた100万本植樹の展開 【数値目標】H16 27万本 H22 100万本 植樹数	→						林業振興課
子ども緑化活動								
子ども樹木博士の認定	親子で自然や樹木に親んでもらうため、覚えた樹木の名前の数に応じて子ども樹木博士の認定証を授与 【数値目標】H16 135人 H21 335人 子ども樹木博士認定者数	→						みどり自然課
緑の少年隊の育成	青少年少女たちに、緑とのふれあいを通して、緑を愛し、緑を守り育てる心を持ってもらうための、緑の少年隊活動に対する助成 【数値目標】H16 3,688人 H21 4,000人 緑の少年隊隊員数	→						みどり自然課
国際緑化研修	国際的な視野に立っての緑化に対する理解を深めてもらうため、国際緑化研修への青少年の派遣	→						みどり自然課
コンクールの開催	緑化意識の高揚を図るため、小中学生を対象とした緑化ポスターコンクールの開催	→						みどり自然課

(3)若者の自立促進

現状と課題

若者の雇用環境は、完全失業率が高水準にあることやフリーター¹、さらには、学校にも行かず、働きもせず、職業訓練もしない若者が増加傾向にあるなど厳しい状況にあります。このような状況が続けば、若者自身の職業能力が蓄積されず、産業の競争力・生産性の低下など、社会全体の活力の低下が懸念されます。

子どもたちが生きる力²を身につけ、様々な課題に柔軟にたくましく対応し、職業人として自立していくことが求められています。

学校の授業の中に専門的な知識、技能を持った地域の人材を活用し、児童生徒の意欲や関心を高めることが必要です。

将来を担う若者が夢と希望を持って自らの技術や能力を高め、職業的自立をしていくことが求められています。

- 1 フリーター 15歳～34歳の者(学生・既婚の女性は除く)で、現在就業している者については、勤め先における呼称が「アルバイト」「パート」である雇用者、現在無業の者については、家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事希望する者
- 2 生きる力 自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力を指す。(第15期中央教育審議会の第1次答申で用いられた言葉)
- 3 キャリア教育 児童生徒一人一人の望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

施策の方向

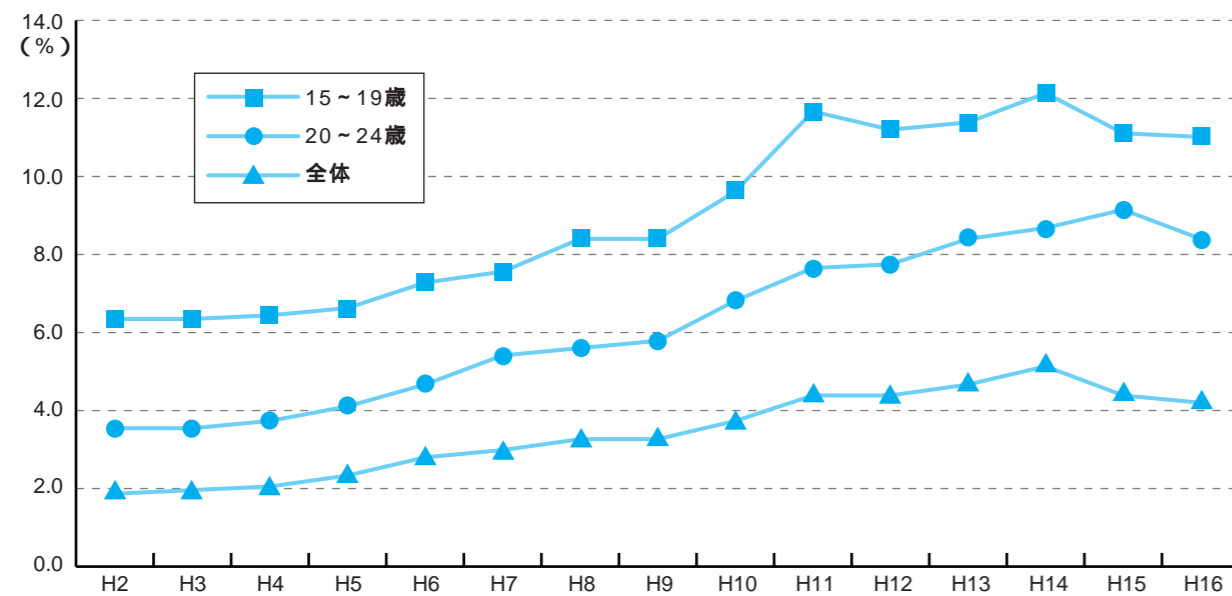
学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の特性、進路等を考慮しながら、職場見学、職場体験などの啓発的体験や就業体験を推進します。

職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育³の推進等を図ります。

就職相談から職業紹介までの一連の雇用関連サービスをワンストップで提供し、個々の特性に応じたきめの細かい支援を行っていきます。

若者が専門的・実践的な知識や技術、技能を習得できるよう、企業等の自主的な職業能力開発を支援するとともに、県立職業能力開発施設における職業訓練の充実を図ります。

【年齢階層別完全失業率の推移】



資料：総務省「労働力調査」

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		～H16	H17	H18	H19	H20	H21	
キャリア教育の推進								
高校生インターンシップ ¹ 推進事業	・「インターンシップ推進連絡協議会」「地域連絡会議」の設置 ・事前指導における勤労観、職業観育成のための講演 ・インターンシップの啓蒙のためのパンフレットの作成 【数値目標】H16 1,100人 H21 1,800人 参加者数	→						教・高校教育課
進路に関わる啓発的体験の実施	・職業現場の見学、体験活動 ・社会人を招へいしての講演会、懇談会 ・進路学習会、進路講話の開催 【数値目標】H16 87% H21 100% 職場体験実施率(中学校)	→						教・義務教育課
豊かな体験活動(再掲)	豊かな心を育てるための福祉、ボランティア活動の実践 【数値目標】H16 12校 H21 24校 延べ実践校数	→						教・義務教育課 教・高校教育課
ジュニアトライワーク(職場体験)の実施	小中学生の職業観、勤労観の醸成を図るため、県内事業所において職場体験の実施	→						労政雇用課
こども参観日の開催	県内の事業所が実施する従業員等の子どもを対象とした事業所の職場見学に対して助成	→						労政雇用課
高校生の地場中小企業等職場見学の実施	高校生の職業意識の醸成を図るため、県内の地場中小企業等での職場見学の実施	→						労政雇用課
ものづくり技能者の育成促進	高度な技術、技能に触れさせるとともに、「ものづくり」への関心を高めるため、高校生のものづくり体験講座の実施 【数値目標】H16 87人 H21 120人 参加者数	→						職業能力開発課
日本版デュアルシステム ² の推進	若年者のフリーター化、無業者を防止するとともに、企業の求人内容の高度化ニーズに応えるため、企業実習付き職業訓練の実施	→						職業能力開発課
若者の就業支援								
ジョブカフェ ³ の設置	若年者の就業を支援するため、就職相談から職業紹介までの一連の雇用関連サービスをワンストップで提供するジョブカフェを設置	→						労政雇用課
大学等と県内企業との就職情報交換会の開催	新規大学卒業者等の県内就職の促進と県内企業の人材確保を図るため、大学等の就職指導担当者や県内企業の採用担当者との就職情報交換会の開催	→						労政雇用課
大学卒業予定者等就職ガイダンスの開催	新規大学卒業者等の県内就職の促進と県内企業の人材確保を図るため、大学新規卒業予定者等と県内企業との就職面接会の開催	→						労政雇用課
訓練の充実	産業構造の変化や技術革新等に対応した人材を育成するため、産業技術短期大学校、都留・峡南高等技術専門学校、就業支援センターの訓練の充実 【数値目標】H16 79.2% H21 100% 普通課程訓練受講者の就職率	→						職業能力開発課

...新規事業

- 1 インターンシップ 企業において、生徒・学生を対象に実施する短期間の職業体験
- 2 日本版デュアルシステム 一定期間企業実習及び関連した教育訓練を行うことにより、一人前の職業人として育て、職場への定着を図る新たな人材育成の仕組み
- 3 ジョブカフェ 若年者に対して、個別カウンセリングや就職情報の提供、職業紹介など雇用関連サービスをワンストップで提供するセンター

(4) 育成環境の整備

現状と課題

図書やビデオテープ、インターネット等による有害情報の氾濫、享乐的な風潮は、社会規範意識の低下をもたらし、非行の低年齢化や深刻化など、大きな社会問題の要因となっています。

青少年の自立する力をはぐくむため、家庭、学校、地域など、社会全体で青少年育成体制を整備する必要があります。

青少年が健全な日常生活を送ることができるよう、多様な活動の場を提供する青少年関係施設等の有効利用が求められています。

児童を巻き込んだ「出会い系サイト」の利用が多発していることから、有害なインターネットへの接続を制限する取り組みが必要です。

インターネット等を利用している若者から、有料サイトの架空請求などに関する相談が急増しており、若者向けの消費者教育が必要です。

施策の方向

青少年の健全な育成を図るため、指導、育成、保護等に関する「青少年健全育成指針」に基づき、関係機関、団体等の連携のもと、啓発活動を積極的に展開します。

有害な社会環境を浄化するため、娯楽施設、コンビニエンスストアなどの関係業者による自発的な啓発活動を促進するとともに、有害な図書類等を規制します。

青少年に野外活動や国際交流などの幅広い体験機会を提供するため、青少年関係施設、科学館、公民館等における活動プログラムを充実します。

子どもたちの健全な育成を図るため、アダルトサイトなどのインターネット上の有害なホームページへの接続を遮断するフィルタリングシステムの普及や「出会い系サイト」を利用することの危険性を広報するとともに、学校関係者への説明を実施します。

青少年の健全な社会生活への対応を図るため、消費者教育を充実するとともに、若者向けの消費生活に関する各種講座を開催し、賢い消費者としての育成を図ります。

フィルタリングシステム見せたくない内容、与えたくない情報を含むサイトを閲覧できないようにする機能

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
青少年の育成体制の推進								
青少年健全育成指針の推進	青少年の健全な育成を図るため、指導、育成、保護及び矯正に関する指針に基づき、家庭、学校、地域、関係行政機関等が連携し施策を推進							青少年課
青少年問題協議会の開催	青少年に関する総合施策の樹立のため、青少年行政に係る重要な事項について、調査、審議							青少年課
「山梨の青少年(白書)の作成	青少年の生活やそれを取り巻く状況及び県の取り組み状況を記載し関係機関に配布							青少年課
青少年の生活意識調査の実施	県内青少年の意識調査を実施し青少年の行動の実態と特質を的確に把握し施策に活用							青少年課
青少年の啓発活動の展開								
青少年健全育成推進大会の開催	健全育成功労者、「家庭の日」等のポスター表彰、講演、研修の実施							青少年課
青少年健全育成巡回活動の実施	幼児の仲間づくりやコミュニケーション能力向上のため、県下において各市町村単位で遊びの実践講習会を実施							青少年課
情報誌「やまなしの青少年」の発行	青少年健全育成活動の普及、啓発のため、青少年育成運動を広く県民に紹介し配布							青少年課
「少年の主張」山梨県大会の開催	中学生に社会の一員としての自覚を持たせるため、現在の考え方を広く一般に訴える場を提供							青少年課
青少年リーダーの養成	青少年や地域のリーダー養成のための、青年セミナー、指導者養成講座の開催							青少年課
施設の活用								
青少年関係施設の利用促進	青少年センター、青少年自然の里、愛宕山こどもの国等の各種事業の実施 【数値目標】H16 657,000人 H21 712,000人 青少年関連施設利用者数							青少年課 児童家庭課 教・社会教育課
地域子ども教室(再掲)	公民館等を利用した放課後や週末に児童・生徒が安全・安心して活動するための子どもの居場所を整備し体験活動を実施 【数値目標】H16 27か所 H21 50か所 実施か所数							教・社会教育課
有害な社会環境の浄化								
有害図書類等の規制	・健全育成審査部会の開催 ・有害図書類の指定、撤去命令 ・青少年を取り巻く社会環境調査の実施 ・有害図書類自動販売機、書店等設置場所への立入検査の実施							青少年課
駅前、街頭キャンペーンの実施	青少年健全育成を図るための駅前広報活動や青少年に関わりの深い関係業界との街頭キャンペーンの実施							青少年課
啓発リーフレット、ステッカーの作成、配布	青少年の非行防止、健全育成、業界自主規制のためのリーフレット、ステッカー等の配布 【数値目標】H16 12,700部 H21 13,000部 年4回の発行部数							青少年課
関係業界との連携	青少年と関わり深い業界と連携し、酒類、たばこ類、有害図書類の自主規制、非行防止パトロールの実施							青少年課

...新規事業

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
出会い系サイト対策の推進啓発								
有害インターネットサイトの接続の制限	少年を犯罪被害から守るため、有害なホームページへの接続を遮断するフィルタリングシステムの導入促進	→						警・生活安全企画課
防犯講話等の開催	少年を非行から守るための、防止活動や薬物乱用防止教室の開催	→						警・生活安全企画課
学校関係者への説明会の実施	出会い系サイトに関係した少年の犯罪被害を周知するため、校長会、生徒指導研修会での、出会い系サイト規制法の概要説明	→						警・生活安全企画課
ホームページでの広報活動、サイバーボランティアの導入促進	インターネット上で児童に有害な情報を提供している関連事業者等及びサイトを利用している児童に対する広報啓発活動	→						警・生活安全企画課
青少年向けの消費者教育の推進								
「暮らしの教室」の実施	若年層を狙った悪徳商法の被害を未然に防ぐため、高校生や大学生を対象に「巣立ち教室」を、新社会人を対象に「新社会人教室」の開催 【数値目標】H16 3,000人 H21 4,000人 参加者数	→						県民生活課
「教職員研修」の実施	児童、生徒による消費者教育のあり方を学んでもらうため、小中学校の教員を対象に研修会の実施 【数値目標】H16 40人 H21 160人 参加者数	→						県民生活課

サイバーボランティア少年補導員の中から選出されたものが全国少年補導員協会の指定を受けて、その開設運営するサイトを利用し、有害な情報を提供しているサイト開設者、関連するプロバイダ事業者及び当該サイトを利用している児童を対象に広報啓発活動をする。

子育てサポート

😊 母親クラブとは

子育て中の親や子育てに関心のある者によって構成され、地域における児童の健全育成のために自主的な活動を行っている団体です。
児童館等を拠点として親子及び世代間の交流や文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止のための活動、さらには、児童福祉の向上のための活動等を行っています。

😊 子育てサークルとは

子育て中の母親等が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行う集団・グループ活動です。

😊 子育てサポーターリーダーとは

少子化や核家族化が進行する中で、子育てに悩み孤立する親たちを支える地域の子育て支援者のリーダーです。
地域において、児童委員や子育て支援者などのネットワークの構築を進め、相互の連携や情報交換を促進し、子育て支援の輪を広げるとともに、その活動を支えます。

😊 子育て支援団体(NPO法人等)

子育て支援団体の活動には、大きく分けて3つあります。
第1は、子ども自身の成長・発達への支援「子育ての支援」です。
第2は、親になるため、あるいは一人の社会人としての生活の支援「親育ちの支援」です。これには親の就労など「保育に欠ける」と制度的に認定されているもののみならず、一時保育、育児リフレッシュなど、心身ともに親の生活を豊かにするサービス、あるいは経験を共有し合う仲間づくりなども含まれます。
第3は、「親子関係の支援」子育て・親育てです。親子の信頼及び愛着関係の基礎形式が不安定ななかで、親としての成熟度が低下し、「親になりきれない親」が一部に見られるようになってきました。これまで、特異な例として考えられていた虐待や放任が、身近で起こりつつあります。こうしたことから、子育てをする親を「育てる」という視点が必要となってきています。
子育て支援活動は、このような3つのターゲットを含む活動とすることができます。

第4節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み

すべての子どもたちが家族の愛情や地域における温かい支援のもと、大切に育成される社会を創りあげていくため、親子間において最も深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで総合的な対応を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と障害児等の社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへきめ細かな取り組みを推進します。

(1) 児童虐待の予防と早期発見

現状と課題

近年、核家族化等による育児不安や生活上のストレス等により児童虐待が急増していることから、発生予防と早期発見のための積極的な取り組みが必要となっています。

育児不安等の悩みに対応するため、出産間もない時期からの子育て支援の相談機能を充実するとともに、支援を必要とする家庭を的確に把握し、きめ細かな援助を実施していくことが求められています。

また、地域の住民や民生・児童委員、保育所や学校等、幅広い関係者(機関)が連携し、虐待から子どもを守る支援体制を確立することが期待されています。

施策の方向

子育て中の親の育児負担の軽減や孤立化が解消され安心して子育てに取り組めるよう、気軽に相談ができる地域子育て支援センター等の整備を促進します。

乳幼児を持つ家庭にとって負担が大きい出産後間もない時期等に、保健師や子育てOBを派遣する訪問型育児支援を促進します。

児童虐待問題に対する県民の理解を深めるため、県の各種広報活動を通して啓発を図るとともに、虐待を発見した場合における通告義務の周知に努めます。

児童の身近にいて虐待を早期に発見できる学校の教職員、保健師、民生・児童委員等が、支援のあり方を理解するとともに、適切な対応を行うことができるよう、対応マニュアルの作成や研修会を開催します。

市町村単位で、児童虐待に関する啓発活動、児童虐待の予防や早期発見、地域において支援を行う市町村ネットワークの設置を積極的に促進します。

【児童虐待とは】

親又は養育者が子ども(18歳未満)に対し、身体的・精神的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないなどのことをいい、反復・継続して行われる特徴があります。具体的には、次の4つのタイプに分けられますが、いくつかのタイプが複合して行われる場合や他のタイプに移行する場合があります。

身体的虐待 …… 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。

ネグレクト(不適切な養育、保護の怠慢)

…………… 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい食事の制限又は長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待 …… 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待 …… 児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)					担当課	
		~H16	H17	H18	H19	H20		H21
地域における相談体制の整備								
子育て相談総合窓口の開設(再掲)	・子育て当事者や子育てサークルへの助言 ・情報提供 ・市町村窓口の支援 ・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談 ・臨床心理士によるカウンセリング							児童家庭課 教・社会教育課
地域子育て支援センターの設置(再掲)	育児不安解消のため相談指導などの事業を実施する市町村への助成 【数値目標】H16 23か所 H21 51か所							児童家庭課
つどいの広場の設置(再掲)	子育て中の親子が相談・交流できる場の設置促進 【数値目標】H16 4か所 H21 39か所							児童家庭課
児童家庭支援センターの整備促進	子育て相談の対応や保護者への助言指導、心理療法による援助を行う施設の整備							児童家庭課
育児支援家庭訪問活動	家庭内での育児、家事に関する援助、技術指導等への取り組みの促進 【数値目標】H16 - H21 14市町村 実施市町村数							児童家庭課 健康増進課
児童虐待問題の啓発活動	児童虐待防止のため、新聞・テレビ・ラジオ等による広報啓発							児童家庭課
専門性の強化								
対応マニュアル作成	児童虐待防止のため、関係機関の対応のあり方を示した手引きの作成							児童家庭課
研修会の開催	児童虐待の早期発見のための専門家養成							児童家庭課 健康増進課
地域支援の促進								
地域連絡会議の運営	児童虐待防止のための管内市町村の指導、研修会の開催							児童家庭課
市町村ネットワークの構築	市町村による児童虐待対策のための広報、啓発、予防活動、要保護児童への支援 【数値目標】H16 6市町村 H21 全市町村 市町村ネットワーク数							児童家庭課 健康増進課

…新規事業

【児童虐待に気づいたら……】

早期発見・通告の義務

「児童虐待の防止等に関する法律」には、次のことが定められています。

発見者の通告義務(第6条)

虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村、都道府県の設置する福祉事務所及び児童相談所等に通告しなければならないことになっています。

通告を受けた機関の秘密保持義務(第7条)

通告・相談を受理した機関は、誰から通告、相談があったかなどについて、堅く秘密を守ることになっています。

(2) 虐待を受けた児童の迅速・適切な保護

現状と課題

緊急保護児童が増加し、児童相談所の一時保護所をはじめ、県内の児童養護施設等は、ほぼ満員の状況にあることから、適切な保護のための体制整備が必要となっています。

保護者等による虐待や学校等の人間関係が原因で情緒障害をおこし、社会生活が困難になっている児童への心理療法や生活指導等が必要となっています。

児童養護施設においては、虐待を受け入所した児童の心のケアがきめ細かく行えるよう、できる限り家庭的な環境の中で指導員と児童が密接に係われる体制の整備が求められています。

児童相談所の一時保護所においては、入所事由の複雑・困難化から一時保護が長期化しており、学習指導に配慮が必要となっています。

施策の方向

虐待を受けた児童への迅速・適切な保護のため、都留児童相談所を移転・整備するとともに、児童を緊急に保護する一時保護所を設置します。

児童養護施設等の設置促進に努めるとともに、家庭的な養護ができる里親¹の登録を促進し、円滑な保護の実現を図ります。併せて里親に対して研修を実施し、養育技術の向上に努めます。

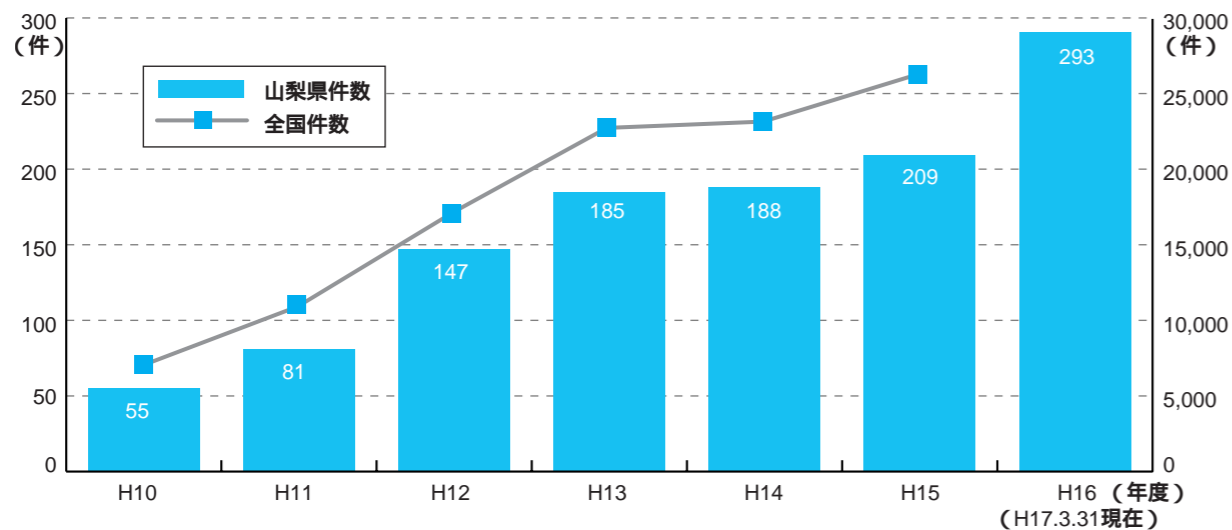
社会生活に適応しにくくなった子どもを短期入所させ心理治療や生活指導を行う情緒障害児短期治療施設²の検討をします。

入所児童に家庭的な環境を提供するため、小規模な施設の整備や施設内において小グループでのケアを充実するなど、手厚い養護や指導を推進します。

一時保護により通学できない児童の学習の機会を保障するため、教職免許保有の指導員の配置に向け、取り組んでいきます。

1 里親.....親のいない児童や、たとえ親がいても一緒に暮らしていけない児童を親にかわって、家族として同じ家に住みあたった愛情と家庭的な雰囲気の中で養育する者
2 情緒障害児短期治療施設.....軽度の情緒障害を有する児童を、短期間の入所又は通所により、その情緒障害を治すことを目的とする施設

【児童虐待相談件数推移(山梨県と全国)】



中央児童相談所調べ

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
都留児童相談所の移転建設及び一時保護所の併設	都留児童相談所の移転建設、定員12名の一時保護所の併設							児童家庭課
里親制度の充実								
手引きの作成	里親のための手引き書の作成							児童家庭課
研修会の開催	里親に対する養育技術を向上するための研修会							児童家庭課
里親制度の普及と登録者の拡大	家庭における様々な事情により、自分の家で生活ができない児童を預かり自宅で育てる里親を認定【数値目標】H16 94人 H21 110人 里親登録者総数							児童家庭課
短期里親体験研修	短期間だけ体験的に子どもを預かる里親のための研修							児童家庭課
里親による養育の拡充	登録された里親への児童委託の拡充【数値目標】H16 19% H21 23% 措置児童全体に占める里親委託の割合							児童家庭課
児童養護施設の整備	要保護児童のための児童養護施設の設置促進【数値目標】H16 5か所 H21 6か所 設置か所数							児童家庭課
情緒障害児短期治療施設の検討	軽度の情緒障害を有する子どもの治療体制を整備するため、情緒障害児短期治療施設の設置の検討							児童家庭課
施設入所者のきめ細かなケアの実施								
地域小規模児童養護施設の設置促進	少人数による家庭的ケアの実施のための6人定員の小規模型養護施設【数値目標】H16 1か所 H21 2か所 設置か所数							児童家庭課
小規模グループケア	家族的なケアを実施するため、施設内で小グループを構成し、その中に指導員を配置して指導を実施【数値目標】H16 3か所 H21 4か所 設置か所数							児童家庭課
施設における心理職員の配置	施設内において心理療法士による遊戯療法やカウンセリングを実施【数値目標】H16 2名 H21 5名 職員配置数							児童家庭課
一時保護体制の充実	一時保護児童の教育機会の拡大のための学習指導員の配置							児童家庭課

...新規事業

(3) 児童の自立支援

現状と課題

虐待を受け心的外傷を抱える児童が増える中で、自らが親になった時に自分の子どもに虐待を繰り返す世代間連鎖の問題が指摘されていることから、心のケアを充実していくことが必要となっています。専門家による指導や援助などを通じて、心身の健全な発達を促し、将来、自分が親になった時に良好な家族関係を築ける体制を確立する取り組みが求められています。施設退所後の児童の自立など、子どもはもとより親をも含めた家族への支援が必要となっています。

施策の方向

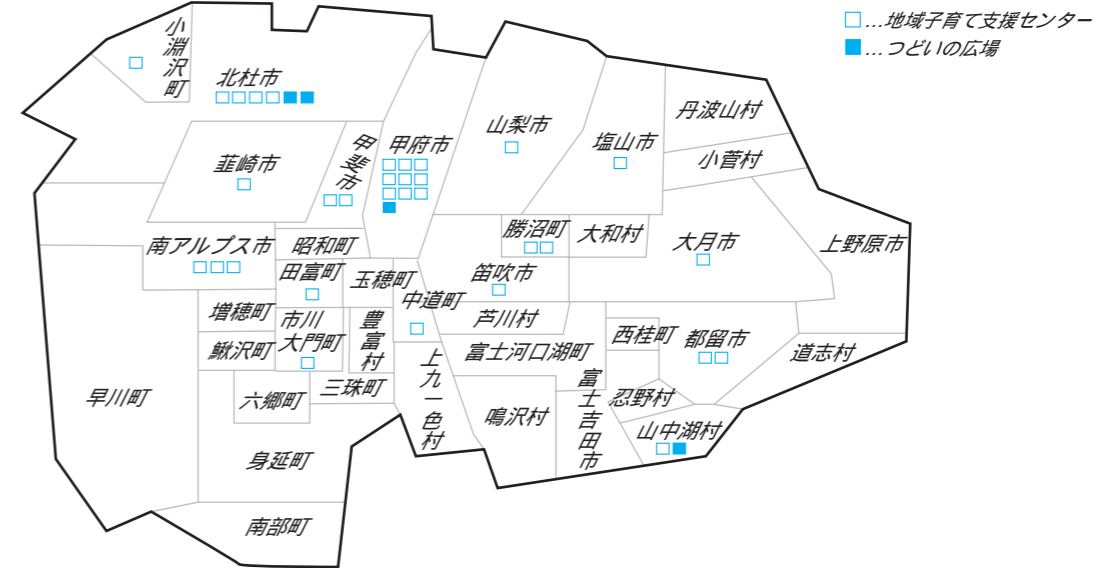
子どもの心の健全な発達を支援していくため、児童相談所の児童精神科医による診察や心のケア、心理療法などを充実します。虐待を行った親が自らの行為を振り返り再発を防止できるよう、個別の支援計画を策定し、カウンセリングを行うなど、一人一人のニーズに応じた支援体制の確立を図ります。虐待が発生した家庭において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、個別のプログラムに基き、育児トレーニングや助言指導を行う親子養育訓練事業等を推進します。入所中における学習指導などの充実、退所後の家庭や職場への訪問指導、地域での長期的な見守りなどにより、家庭の養育力の向上及び児童の自立を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
児童の心のケアの強化								
児童相談所における児童精神科医の配置	児童相談所に児童の心のケアのための児童精神科医の配置	→						児童家庭課
親への指導・支援	児童相談所に親のカウンセリングのための児童精神科医の配置	→						児童家庭課
ペアレントトレーニングの実施	子どもとのかかわり方やほめ方等を学び、子育てに役立てる			→				健康増進課
家族再統合への支援								
親子養育訓練事業の実施	都留児童相談所一時保護所における親子再統合のための養育トレーニングの実施				→			児童家庭課
親子の心の相談	精神保健福祉センターにおけるカウンセリング	→						健康増進課
児童や家庭への支援								
甲陽学園における義務教育導入	義務教育の平成19年度導入の検討と実施	→				→		児童家庭課
退所後の自立指導	退所後の自立指導のため施設職員による家庭や職場への訪問指導	→						児童家庭課

...新規事業

地域子育て支援センター・つどいの広場設置市町村



地域子育て支援センター

市町村名	設置場所	住所	電話番号
1 甲府市	和泉愛児園	甲府市湯村3-12-13	055-252-5854
2 甲府市	宮前保育園	甲府市岩窪町379	055-252-7777
3 甲府市	友愛保育園	甲府市里吉4-8-25	055-235-1015
4 甲府市	あら川保育園	甲府市池田1-10-30	055-251-9388
5 甲府市	山梨学院大学付属幼稚園	甲府市酒折2-8-1	055-224-1340
6 甲府市	山宮保育園	甲府市山宮町3318	055-252-6871
7 甲府市	大鎌田保育園	甲府市大里町4530	055-241-2250
8 甲府市	相川保育園	甲府市小松町316	055-253-7390
9 甲府市	なでしこ保育園	甲府市大里町2262-1	055-242-0888
10 塩山市	たんぼぼ保育園	塩山市上於曾442-6	0553-32-2487
11 都留市	東桂保育園	都留市桂町1239	0554-45-3066
12 都留市	ひまわり幼稚園	都留市つる2-3-23	0554-43-4194
13 山梨市	山梨児童センター	山梨市正徳寺1273-1	0553-23-5661
14 大月市	大月児童館	大月市大月町花咲10	0554-23-1152
15 韮崎市	藤井保育園	韮崎市藤井町坂井119	0551-23-7676
16 南アルプス市	さくらんぼ保育園	南アルプス市桃園337	055-282-5154
17 南アルプス市	十日市場保育園	南アルプス市十日市場1911	055-283-3608
18 南アルプス市	豊保育所	南アルプス市吉田804	055-282-0189
19 北杜市	長坂保育所	北杜市長坂町長坂上条2413-1	0551-32-2165
20 北杜市	白州保育所	北杜市白州町白須1140	0551-35-2306
21 北杜市	武川保育所	北杜市武川町牧原1146	0551-26-3320
22 北杜市	高根ふれあい児童館	北杜市高根町村山東割1942	0551-20-7041
23 甲斐市	玉幡児童館	甲斐市西八幡2671-2	055-276-9656
24 甲斐市	光保育園	甲斐市下今井2374-1	0551-28-1566
25 笛吹市	笛吹市八代保健センター	笛吹市八代町南527	055-265-2111
26 勝沼町	勝沼保育園	勝沼町等々力1457-1	0553-44-0430
27 勝沼町	岩崎保育園	勝沼町下岩崎1731-3	0553-44-1524
28 中道町	中道町福祉保健センター	中道町下向山910	055-266-6400
29 市川大門町	富士見保育所	市川大門町3663	055-272-4316
30 田富町	田富町健康管理センター	田富町布施1573-1	055-273-3443
31 小淵沢町	東保育園	小淵沢町上笹尾1163	0551-36-2048
32 山中湖村	山中保育所	山中湖村山中865-292	0555-62-0179

つどいの広場

市町村名	設置場所	住所	電話番号
1 甲府市	甲府市北部幼児教育センター	甲府市岩窪町261	055-220-3398
2 北杜市	長坂福祉交流センター	北杜市長坂町大八田6811	0551-32-3247
3 北杜市	大泉駅前児童館	北杜市大泉町8240-1	0551-20-5771
4 山中湖村	山中保育所	山中湖村山中865-292	0555-62-0179

(4)ひとり親家庭への支援

現状と課題

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭)が増加しています。特に母子家庭の母は、就業情報や経験の不足などから十分な準備がないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることができないことが多い状況にあります。

ひとり親家庭における親の自立促進のため、就業支援や保育サービスの提供等、生活全般にわたる支援を行う必要があります。

施策の方向

子育てや生活に関する支援、就労や経済的自立に関する支援など、母子家庭等に対する様々な施策を総合的・計画的に展開するため、母子家庭等自立促進計画を策定します。

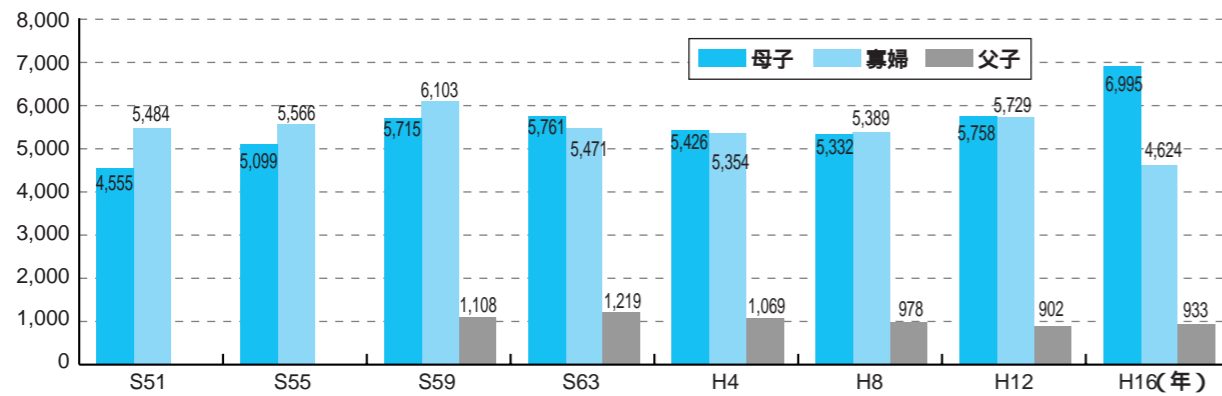
母子家庭の母の経済的自立を促進するため、生活実態や職業適性、就業経験等に応じた、職業相談や就業情報の収集・提供に努めます。

疾病等により一時的な保育・介護のサービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、家事援助や保育支援を行う家庭生活支援員を派遣します。

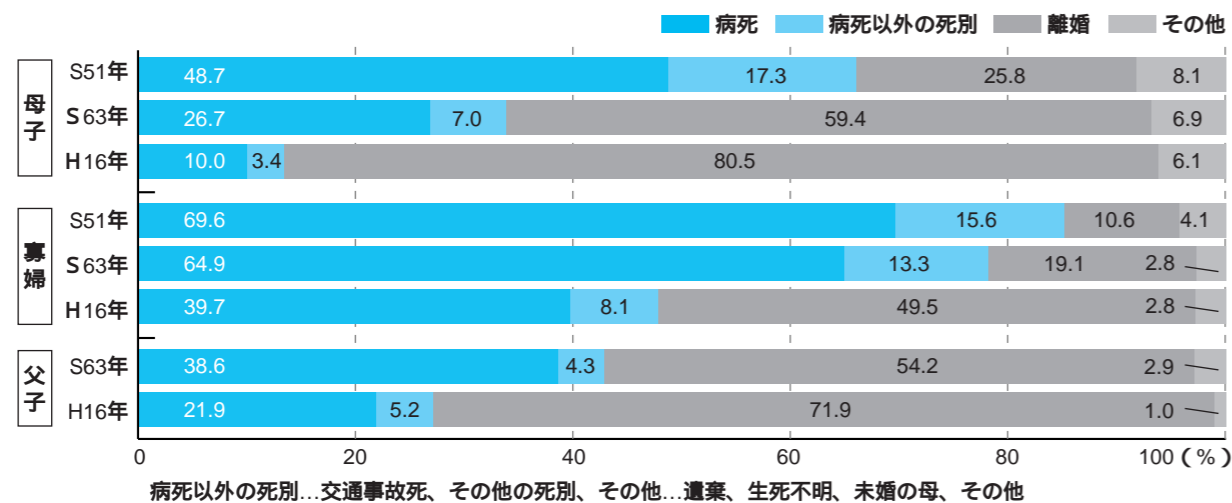
ひとり親家庭の親子等の健康を保持・増進するため、入院・通院に必要な医療費などに対して助成し、経済的負担の軽減を図ります。

母子家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や必要な資金の貸付を行います。

【母子世帯等世帯数の推移】



【母子世帯等になった原因】



病死以外の死別...交通事故死、その他の死別、その他...遺棄、生死不明、未婚の母、その他

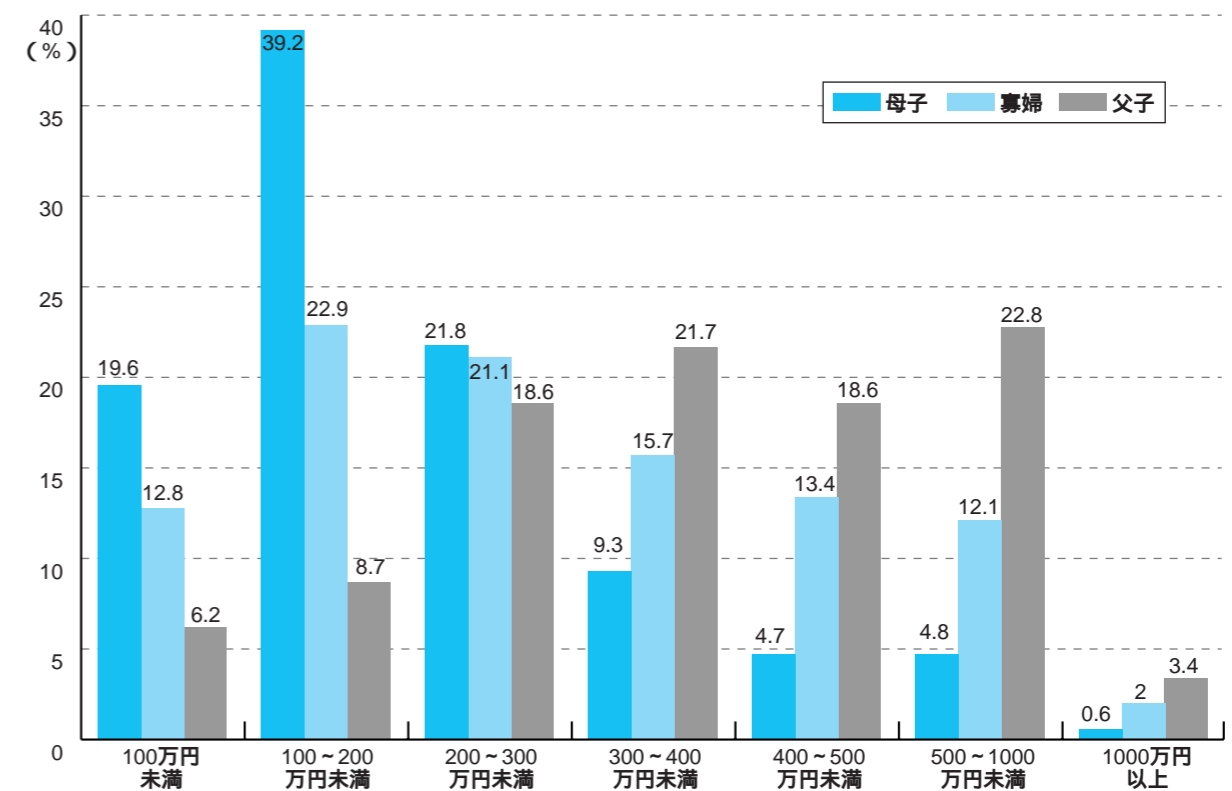
資料：山梨県「母子世帯等実態調査」

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)					担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	
自立促進計画の策定	自立促進のための施策・事業をまとめた計画の策定						児童家庭課
就業・自立支援センターによる支援	母子家庭の母を対象とした就業に必要な情報の収集、提供						児童家庭課
日常生活支援事業	ひとり親家庭に対し一時的な家事援助や保育支援のための家庭生活支援員の派遣						児童家庭課
母子家庭の母に対する職業訓練	就労経験に乏しい母子家庭の母の職業的自立を促すための職業訓練						職業能力開発課
医療費の助成	ひとり親家庭の医療費への支援を行う市町村への助成						児童家庭課
経済的自立の支援							
児童扶養手当	父と生計を異にする児童が育成される家庭の母等に対して支給						児童家庭課
自立支援給付金	母子家庭の母の自立のための職業能力開発等に対し各種給付金を支給						児童家庭課
福祉資金の貸付	母子家庭に対する必要な資金の貸付						児童家庭課
職業訓練手当	就職に必要な職業能力開発に取り組む母子家庭の母のうち経済的支援が必要な者に支給						職業能力開発課

...新規事業

【母子世帯等の年間収入】



資料：山梨県「母子世帯等実態調査」

(5)障害児等への支援

現状と課題

障害をもつ児童に対する「障害者施設への入所や在宅福祉サービス」の希望アンケートによると、生まれ育ち、住み慣れた地域で自立した生活を送ってきたいという意識の高まりが見られます。

医療やリハビリの充実、障害に応じたきめ細かな教育、ITの活用による就業などを通じて、自らの力を高め、地域でいきいきと暮らしていける取り組みが求められています。

障害児に対する保育ニーズは高まっており、これに対応した施設整備や保育サービスの提供が求められています。

近年、増加傾向にある発達障害 に対して、相談・助言をはじめ、早期発見と診断、治療・教育支援、地域生活支援、就労支援等、幼児期から成年に至るまでの支援体制を整備することが求められています。

発達障害……自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥、多動性障害など、発達の遅れや機能獲得の困難さなどが生じる心身の障害

施策の方向

障害児の健全な発達を支援する観点から、ホームヘルパー派遣や保健師が行う日常生活指導による在宅支援、施設への通所による適応訓練、保護者支援のための一時預かりを推進します。

障害児を地域の保育園や幼稚園において受け入れるための体制の整備充実に努めます。

放課後児童クラブへの障害をもつ子どもの受け入れを促進することで、放課後の生活の充実を図ります。

発達障害児のための支援対策について調査研究し、支援全般についての基本方針について検討します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
障害児の発達支援								
障害児の在宅介護支援(ホームヘルプサービス)	障害児介護の軽減のため、在宅の障害児の入浴や移動等の介護 【数値目標】H16 26,524時間 H21 26,524時間 利用時間	→						障害福祉課 健康増進課
障害児の発達を支援(デイサービス)	障害児の発達を促すため、通園になじむ障害児に基本的生活動作の習得や集団生活への適応訓練 【数値目標】H16 72人分 H21 72人分 利用人数	→						障害福祉課
障害児を抱える家族への支援(障害児タイムケア)	障害をもつ中高生の放課後等の活動する場の確保及び保護者の就労支援と日常的にケアをしている家族の一時的な休息			→				障害福祉課
重症心身障害児(者)を抱える家庭への支援(重症心身障害児(者)通園事業)	在宅の重症心身障害児(者)が通園によって日常生活動作等の必要な療育を受けるとともに、家庭における療育技術の習得 【数値目標】H16 15人分 H21 30人分 利用人数	→						障害福祉課
障害児を抱える家庭への支援(ショートステイ)	障害児介護の軽減のため、保護者が疾病や介護疲れ等により、一時的に障害児が施設等を短期間利用	→						障害福祉課
障害児の施設等への受入促進								
障害児の就園の促進(再掲)	障害児を受け入れている私立幼稚園への助成	→						私学文書課
障害児への保育サービスの提供(再掲)	障害児を受け入れている私立保育所への助成	→						児童家庭課
保育所等の施設整備への支援(再掲)	障害児の受け入れに係る設備整備への助成	→						児童家庭課
障害児への放課後支援(再掲)	放課後児童クラブへの受け入れ	→						児童家庭課
発達障害者支援センターの設置促進	調査研究を行い基本方針の検討を行うとともに、発達障害児及びその家庭に対する相談支援等を行う拠点の整備			→				児童家庭課 障害福祉課 健康増進課

…新規事業

第5節 親子の健康増進と小児医療の充実

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを健やかに育てるための基盤となるものです。

妊娠、出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉・教育が連携した思春期における心とからだの健康づくりや小児医療を充実するための体制づくりなどを推進します。

(1)母と子の健康づくり

現状と課題

妊娠をすると精神的に不安定になったり、妊娠中毒症など体調に変化をきたすことも多く、様々な健康管理上の問題に直面することになります。

妊娠早期からの健康管理、妊娠・出産や育児に関する相談、家庭訪問体制の整備など、利用しやすいサービスを提供するため、総合的・専門的な支援体制が求められています。

地域による子育て支援を推進するためには、地域の母子保健活動の充実が必要であり、愛育活動の担い手の確保や積極的な活動の推進などが求められています。

施策の方向

母と子が健康を保持・増進できるよう、母子保健関係者の研修会を開催するとともに、各種母子保健サービスについての評価・検討を行い、保健サービスの向上に努めます。

乳幼児の異常の早期発見や子育て支援のため、母と子を対象にした健康相談等の育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。

地域の子育てを支援する声かけ運動や3世代交流への取り組みなどの愛育会活動を促進します。

乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、市町村が行う健康診査等との連携を図りながら、医師や保健師等による専門的な支援を行います。



具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
母子保健活動の推進								
母子保健サービス向上のための取り組み	母子保健評価運営委員会の開催 母子保健推進会議の開催							健康増進課
母子保健研修会等	・母子保健関係者の研修等 ・関係機関との連絡調整、事例研究							健康増進課
母子の健康管理等への支援								
出産に関する知識の普及	母親学級、両親学級を開催する市町村への助成 【数値目標】H16 85% H21 100% 母親学級を実施する市町村の割合							健康増進課
先天性代謝異常検査の実施	新生児の先天性代謝異常等の早期発見							健康増進課
母子保健情報の提供	母子保健ライブラリーの開設による情報の提供							健康増進課
母子保健地域組織(愛育会)の強化								
愛育会活動の支援	妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動を中心に地域全体で子育てを支援する土壌づくりを推進する愛育会への助成							健康増進課
休会地区等への愛育活動の普及	活動強化のための班員研修などを実施する愛育会への助成							健康増進課
愛育会への事業委託	乳幼児健診や予防接種等の未受診児家庭への声かけ、ふれあい交流事業など家庭の養育力を強化							健康増進課
乳幼児の健やかな発達への支援								
子ども療育発達相談事業の実施	個別療育相談や交流会の開催							健康増進課
発達等母子保健専門相談の実施	遺伝等に関する専門相談							健康増進課
育児支援家庭訪問活動(再掲)	家庭内での育児、家事に関する援助、技術指導等への取り組みの促進 【数値目標】H16 - H21 14市町村 実施市町村数							児童家庭課 健康増進課
育児等健康支援事業の実施	相談による育児不安の解消や授乳方法の実習など妊婦や母親へ働きかけをする事業の促進							健康増進課
親子の心の相談(再掲)	精神保健福祉センターにおけるカウンセリング							健康増進課
長期療養児療育指導事業	慢性疾患児への適切な療育指導やピアカウンセリング等の実施							健康増進課

...新規事業

(2)思春期における健康づくり

現状と課題

10代の人工妊娠中絶、性感染症の増大等の問題に対応するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

薬物の乱用は、健康上の問題だけでなく犯罪の誘因にもなるため、薬物乱用の危険性を啓発する必要があります。また、喫煙経験を持つ小学校6年生は約10%、高校生では40%にのぼっており、子どもを喫煙から守る防煙教育への取り組みが求められています。

精神発達途上にある青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、思春期における精神不安などから、社会環境に適応できない者が増大しているため、「こころの健康」づくりが課題となっています。

施策の方向

エイズなどの性感染症を予防するため、児童生徒への性に関する正しい知識の教育、啓発をします。

子どもの薬物乱用や喫煙を防止するため、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の弊害や喫煙が身体に及ぼす影響等について、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。

生涯にわたり健康に過ごすため、生徒・児童が正しい生活習慣や健康に関する知識などを身に付けるための取り組みを進めます。

思春期における精神保健上の諸問題を抱えた者に対して、精神科医師などの専門スタッフによる相談・指導を実施するなど、こころの健康づくりを推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
感染症等の予防対策								
エイズ及び性感染症知識啓発普及講習会等の開催	エイズ及び性感染症に関する正しい知識の普及、学校における講習会の実施等	→	→	→	→	→	→	健康増進課
エイズ・薬物乱用防止指導者講習会	エイズ・薬物乱用防止にかかる指導方法の研修	→	→	→	→	→	→	教・スポーツ健康課
薬物乱用や喫煙防止への取り組み								
青少年の薬物乱用防止への取り組み	「ダメ。ゼッタイ」普及運動、薬物乱用防止県民大会等の展開	→	→	→	→	→	→	衛生業務課
薬物乱用防止教室の開催	学校における薬物乱用防止教室の開催	→	→	→	→	→	→	教・スポーツ健康課
禁煙・分煙施設認定事業の推進	禁煙・分煙対策実施施設の認定 【数値目標】H16 413か所 H21 1,500か所 認定施設数	→	→	→	→	→	→	健康増進課
児童生徒の健康問題等への対応	専門医等による児童・生徒の健康相談等	→	→	→	→	→	→	教・スポーツ健康課
思春期におけるこころの健康づくりへの対応								
思春期コンサルタントの実施	思春期に関する特定相談窓口の開催	→	→	→	→	→	→	健康増進課
思春期問題ワークショップの開催	養護教諭、教員等の研修	→	→	→	→	→	→	健康増進課
思春期体験学習の推進	赤ちゃん抱っこ体験や妊婦体験等とおして、命の大切さや自立について学習	→	→	→	→	→	→	健康増進課
スクールカウンセラーの配置・派遣(再掲)	いじめ・不登校を解決するための専門相談員の配置・派遣 【数値目標】H16 70校 H21 100校 配置校数	→	→	→	→	→	→	教・義務教育課 教・高校教育課

(3)食育の推進

現状と課題

欠食・過食・偏食など、栄養や食生活の乱れが、肥満や痩せすぎの増加など、子どもの心と体の成長や発達に大きな影響を及ぼしています。このため、食を通じた子どもの健康づくりへの取り組みが求められています。

食に関わる健康問題や食の安全への関心が高まっており、関係機関が連携して「食」についての理解を深める取り組みが必要となっています。

施策の方向

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成を図るため、食事セミナーなど家族の団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みを促進します。

学校や保育所の給食において望ましい食生活の形成や栄養バランス等に関する健康教育などの取り組みを推進します。

子どもたちの食についての理解を深めるため、親子で食品の生産過程や流通経路の実態を調べ、自ら考える取り組みを推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
食育の推進								
食育実践地域活動への支援	食育推進協議会の設置、「食育推進ボランティア」の育成、情報提供などの活動支援	→	→	→	→	→	→	農政総務課
学校、保育所を中心とした食育の推進	学校、保育所を中心とした組織的・体系的な食育の推進	→	→	→	→	→	→	児童家庭課 教・スポーツ健康課
学校栄養職員の研修会(再掲)	学校における食育の推進に関する研修	→	→	→	→	→	→	教・スポーツ健康課
親子食の安全安心調べ隊	食品の生産、販売過程における安全対策等への理解を親子で深めるため、生産、販売や検査の現場を訪問し、視察や体験を行う。	→	→	→	→	→	→	食品安全推進室
親子の食事セミナー(児童ふれあい交流促進事業)	親子を対象にした食事に関する講習会や調理実習の実施	→	→	→	→	→	→	児童家庭課
出前栄養相談室の開催	児童館を活用しての栄養相談、指導	→	→	→	→	→	→	健康増進課
食生活改善推進員研修会の開催	食育の実践事例等を通じた指導方法に関する研修会の開催	→	→	→	→	→	→	健康増進課
親子の料理教室や親子食育講座の開催	食生活改善推進員が親子を対象に料理教室や食育講座の開催	→	→	→	→	→	→	健康増進課
牧場探検隊の開催	親子を対象に畜産物の生産現場での体験や意見交換の実施	→	→	→	→	→	→	畜産課

...新規事業

(4)小児医療の充実

現状と課題

核家族化の進行、共働き家庭の増加に伴い、休日や夜間における小児救急患者が増加しているため、小児救急医療体制の確保が課題となっています。

本県の周産期死亡率は、減少傾向にありますが、全国平均を上回っているため、総合的な対策を引き続き進めていく必要があります。

特に、未熟児は疾病にかかりやすく、また心身に障害を残すおそれがあるため、速やかに対応できる体制を整える必要があります。

施策の方向

子どもの健やかな成長を支援し、県民が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、小児初期救急医療センターの設置など小児救急医療体制を整備します。

家庭で病気やけがの発生を予防するとともに、育児不安の軽減を図るため、保護者などへ医療に関する情報提供を行います。

ハイリスクな母体及び新生児に対して高度で専門的な医療を提供するため、総合周産期母子医療センターの充実を図るとともに、周産期医療機関にかかる最新の情報を確保し、専門的な医療を迅速に提供します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
小児救急医療体制の整備								
小児初期救急医療センターの整備・運営支援	休日夜間における小児救急医療を行うため小児初期救急医療センターの運営等へ助成							医務課
二次救急医療体制の整備	小児初期救急医療センター患者の二次救急医療体制として病院群輪番制を行うための助成							医務課
保護者等に対する情報提供	子どもの病気やけがの発生予防、応急対応知識の普及のためのホームページなどによる情報の提供							医務課
医師等による電話相談事業の導入検討	小児救急医療体制を補完するため医師等による電話相談事業の導入について検討							医務課
周産期医療対策の推進								
総合周産期母子医療センター	高度な診療機能と医療設備を備え24時間体制で運営【数値目標】H15 6.4人 H20 5.3人 出産1千人当たりの周産期死亡率							医務課
周産期救急情報システム	周産期医療機関における受け入れ態勢など最新の情報を確保し専門的な医療を迅速に提供							医務課
未熟児の搬送確保	未熟児搬送用保育器を医療圏ごとに配置							健康増進課

...新規事業

(5)不妊治療に対する支援

現状と課題

不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われており、県内では約2,000組の夫婦が不妊治療を受けていると推定されています。不妊検査や治療への不安、医療機関の情報の不足など、不妊に悩む夫婦等に適切な情報提供と相談への対応が求められています。

不妊治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ることが必要です。

施策の方向

不妊に悩む夫婦等に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じ、不安等の解消に努めるとともに、不妊治療への取り組みを支援します。

体外受精などの不妊治療に要する経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(新規)						担当課
		~H16	H17	H18	H19	H20	H21	
不妊相談センターの運営	専門医師や心理職による不妊に関する相談							健康増進課
不妊に関する情報提供	不妊相談センターのホームページやパンフレットの配布による不妊に関する情報の提供							健康増進課
不妊治療への助成	体外受精などの不妊治療に要した経費への助成							健康増進課

...新規事業